土壌汚染等対策指針

（平成15年9月30日
名古屋市告示第413号）

改正　平成19年 5月18日名古屋市告示第 203号
改正　平成22年 4月 1日名古屋市告示第 221号
改正　平成25年 3月11日名古屋市告示第 121号
改正　平成31年 3月29日名古屋市告示第 191号
改正　令和元年 6月28日名古屋市告示第 142号
改正　令和 2年11月30日名古屋市告示第 718号
改正　令和 3年 3月31日名古屋市告示第 218号
改正　令和 3年 7月30日名古屋市告示第 387号

第１　趣旨

この指針は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号。以下「条例」という。）第52条第１項の規定に基づき、特定有害物質による土壌又は地下水の汚染により、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため、土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況の調査、当該汚染の除去等の措置等を定めるものとする。なお、この指針で使用する用語は、条例及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第１１７号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

第２　土壌汚染等調査

条例第54条第２項、第55条第１項及び第２項並びに第57条の２第２項の規定による土壌汚染等調査の方法は、次に定めるとおりとする。

１　土壌汚染等調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握

(1) 土壌汚染等調査を行う者（以下「調査実施者」という。）は、当該土壌汚染等調査の対象となる土地（以下「土壌汚染等調査の対象地」という。）及びその周辺の土地について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の土壌汚染等調査の対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するものとする。

(2) 調査実施者は、前号の規定により把握した情報により、土壌汚染等調

査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類（特定有害物質の種類が別表１の左欄に掲げるものである場合にあっては、当該特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる特定有害物質の種類を含めるものとする。）について、土壌その他の試料の採取及び測定（以下「試料採取等」という。）の対象とするものとする。ただし、条例第54条第２項の規定による命令に基づき土壌汚染等調査を行う場合には、当該命令に係る規則第48条の書面に記載された特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類について、試料採取等の対象としないことができる。

(3) 調査実施者は、土壌汚染等調査の対象地において、前号の規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類（以下「試料採取等対象物質」という。）ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、当該アからウに定める方法により、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下「試料採取等を行う区画の選定等」という。）を行うものとする。

ア　土壌汚染等調査の対象地における試料採取等対象物質が第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）である場合であり、かつ、第１号の規定により把握した情報により、土壌汚染等調査の対象地の土壌の当該試料採取等対象物質による汚染状態が自然に由来するおそれがあると認められる場合（土壌汚染等調査の対象地に第８項第２号に規定する自然由来盛土等に使用した土壌があると認められる場合を含む。）　第８項に定める方法

イ　第１号の規定により把握した情報により、土壌汚染等調査の対象地が公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、土壌汚染等調査の対象地の土壌の試料採取等対象物質による汚染状態が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがあると認められる場合　第９項に定める方法

ウ　土壌汚染等調査の対象地の土壌の試料採取等対象物質による汚染状態が自然又はイの土砂以外（以下「人為等」という。）に由来する

おそれがあると認められる場合　次号及び次項から第７項までに定める方法

(4) 調査実施者は、第１号の規定により把握した情報により、土壌汚染等調査の対象地のうち前号ウに係る土地（以下第２項、第４項、第12項第２号及び第13項第２号において「調査対象地」という。）を試料採取等対象物質ごとに次に掲げる土地の区分に分類するものとする。

ア　当該土地が特定有害物質等取扱工場等において事業の用に供されていない旨の情報、水質汚濁防止法（昭和45年法律第１３８号）第12条の４の環境省令で定める基準に適合する有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）の施行の際現に設置されているもの（設置の工事がされているものを含む。）を除く。）において水質汚濁防止法第14条第５項の規定による点検が適切に行われることにより、試料採取等対象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されている旨の情報その他の情報により、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌（以下「基準不適合土壌」という。）が存在するおそれがないと認められる土地

イ　当該土地が特定有害物質等取扱工場等において特定有害物質の製造、使用又は処理に係る事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、基準不適合土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地

ウ　ア及びイに掲げる土地以外の土地

２　試料採取等を行う区画の選定

(1) 調査実施者は、土壌汚染等調査の対象地の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点。以下「起点」という。）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により土壌汚染等調査の対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少する場合にあっては、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られ

る線により、土壌汚染等調査の対象地を区画することができる。

(2) 前号の場合において、調査実施者は、区画された土壌汚染等調査の対象地（以下「単位区画」という。）であって隣接するものの面積の合計が１３０平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位区画を１の単位区画とすることができる。ただし、当該１の単位区画を土壌汚染等調査の対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、20メートルを超えてはならない。

(3) 調査実施者は、次に掲げる単位区画について、試料採取等の対象とする。

ア　前項第３号ウに掲げる土地を含む単位区画

イ　前項第３号イに掲げる土地を含む単位区画（アに掲げる単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。）がある場合において、次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ｱ)又は(ｲ)に定める単位区画

(ｱ) 前項第２号の規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類（以下「試料採取等対象物質」という。）が第一種特定有害物質（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「法施行規則」という。）第４条第３項第２号イに規定する第一種特定有害物質をいう。以下同じ。）である場合　次のａ又はｂに掲げる場合の区分に応じ、当該ａ又はｂに定める単位区画

ａ　第１号の規定により土壌汚染等調査の対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して30メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「30メートル格子」という。）に一部対象区画が含まれ、かつ、当該30メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合　当該30メートル格子の中心を含む単位区画

ｂ　30メートル格子に一部対象区画が含まれ、かつ、当該30メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合　当該30メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか１区画

(ｲ) 試料採取等対象物質が第二種特定有害物質（法施行規則第４条第

３項第２号ロに規定する第二種特定有害物質をいう。以下同じ。）又は第三種特定有害物質（同号ロに規定する第三種特定有害物質をいう。以下同じ。）である場合　次のａ又はｂに掲げる場合の区分に応じ、当該ａ又はｂに定める単位区画

ａ　30メートル格子内にある一部対象区画の数が６以上である場合　当該30メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか５区画

ｂ　30メートル格子内にある一部対象区画の数が５以下である場合　当該30メートル格子内にあるすべての一部対象区画

(4) 前号の規定にかかわらず、引き続き特定有害物質等取扱工場等の敷地として利用される土地において条例第55条第１項及び第２項に基づき土壌汚染等調査を行う場合であり、かつ、最大形質変更深さより１メートルを超える深さにのみ汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合には、当該単位区画（第４項第１号アに基づき土壌ガス調査を行う場合であり、かつ、30メートル格子内の一部対象区画のうち少なくとも１の一部対象区画において地表から最大形質変更深さより１メートル以内の深さに汚染のおそれが生じた場所の位置があるときには、当該30メートル格子の中心を含む単位区画を除く。）について試料採取等の対象としないことができる。

３　第１項第３号ウに掲げる場合の土壌汚染等調査の対象地が複数ある場合等の区画の特例

(1) 調査実施者は、土壌汚染等調査を行う場合において、当該土壌汚染等調査に係る土地の区域内に当該土壌汚染等調査の対象地が複数あるときは、前項第１号本文の規定にかかわらず、当該複数ある土壌汚染等調査の対象地の起点のうち最も北にあるもの（当該最も北にある起点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にあるもの）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により当該複数ある土壌汚染等調査の対象地を区画することができる。

(2) 調査実施者は、土壌汚染等調査を行う場合において、当該土壌汚染等調査に係る土地の区域内において、過去に行った土壌汚染状況調査（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第２条第２項に規定する土壌汚染

状況調査をいう。）又は土壌汚染等調査があるときは、前項第１号本文の規定にかかわらず、当該調査の起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により土壌汚染等調査の対象地を区画することができる。

４　第１項第３号ウに掲げる場合の試料採取等の実施

(1) 調査実施者は、第２項第３号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画（以下「試料採取等区画」という。）の土壌について、次のアからウまでに掲げる試料採取等対象物質に応じ、当該アからウまでに定める試料採取等を行うものとする。

ア　第一種特定有害物質　土壌中の気体の採取及び当該気体に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壌ガス調査」という。）

イ　第二種特定有害物質　土壌の採取及び当該土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壌溶出量調査」という。）並びに土壌の採取及び当該土壌に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壌含有量調査」という。）

ウ　第三種特定有害物質　土壌溶出量調査

(2) 土壌ガス調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

ア　試料採取等区画の中心（第１項第１号の規定により調査実施者が把握した情報により、当該試料採取等区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点。以下「試料採取地点」という。）において、土壌中の気体（当該試料採取地点における土壌中の気体の採取が困難であると認められる場合にあっては、地下水）を、平成15年環境省告示第16号で定める方法により採取すること。

イ　アの規定により採取した気体又は地下水に含まれる試料採取等対象物質の量を、平成15年環境省告示第16号又は同第17号で定める方法により測定すること。

(3) 土壌溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

ア　試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかである場

合（汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合を除く。）には、当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルまでの土壌（地表から深さ10メートルまでにある土壌に限る。）又は汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合若しくは汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、地表から深さ５センチメートルまでの土壌（以下「表層の土壌」という。）及び深さ５センチメートルから50センチメートルまでの土壌を採取すること。ただし、引き続き特定有害物質等取扱工場等の敷地として利用される土地において条例第55条第１項及び第２項の規定により土壌汚染等調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が最大形質変更深さより１メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができること。

イ　ア本文の規定により表層の土壌及び深さ５センチメートルから50センチメートルまでの土壌を採取した場合にあっては、当該土壌を、同じ重量混合すること。

ウ　第２項第３号イ(ｲ)の規定により30メートル格子内にある２以上の単位区画が試料採取等区画である場合にあっては、当該２以上の単位区画に係るアの規定により採取された土壌（イに規定する場合には、イの規定により混合された土壌）をそれぞれ同じ重量混合すること。

エ　アからウまでの規定により採取され、又は混合された土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、平成15年環境省告示第18号で定める方法により測定すること。

(4) 土壌含有量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

ア　前号アからウまでに定めるところにより、試料採取地点の土壌を採取し、及び混合すること。

イ　アの規定により採取され、又は混合された土壌に含まれる試料採取等対象物質の量を、平成15年環境省告示第19号で定める方法により測定すること。

(5) 試料採取地点の傾斜が著しいことその他の理由により、当該試料採取地点において土壌その他の試料を採取することが困難であると認められ

る場合には、調査実施者は、第２号ア、第３号ア及び前号アの規定にかかわらず、当該試料採取地点に係る単位区画における調査対象地に係る任意の地点において行う土壌その他の試料の採取をもって、これらの規定に規定する土壌その他の試料の採取に代えることができる。

５　第１項第３号ウに掲げる場合の30メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等

(1) 調査実施者は、第２項第３号イ(ｱ)の規定による試料採取等区画に係る土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む30メートル格子内にある一部対象区画（試料採取等区画であるものを除く。）において、土壌ガス調査を行うものとする。

(2) 調査実施者は、第２項第３号イ(ｲ)の規定による試料採取等区画に係る土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において、当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む30メートル格子内にある一部対象区画において、土壌溶出量調査又は土壌含有量調査を行うものとする。

(3) 前項第５号の規定は、前２号の規定による土壌ガス調査、土壌溶出量調査及び土壌含有量調査に係る土壌その他の試料の採取について準用する。

６　第１項第３号ウに掲げる場合の土壌ガス調査により試料採取等対象物質が検出された場合等における土壌の採取及び測定

(1) 調査実施者は、土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出された試料採取地点があるとき、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった試料採取地点があるときは、当該試料採取地点を含む単位区画が連続する範囲（以下この項、次項及び第13項において「検出範囲」という。）ごとに、基準不適合土壌が存在するおそれが当該検出範囲内で連続する他の単位区画と比較して多いと認められる単位区画の試料採取地点（以下この項、次項及び第13項に

おいて「代表地点」という。）において、次に掲げる特定有害物質の種類ごとに、試料採取等を行うものとする。

ア　当該代表地点において、気体から検出された試料採取等対象物質又は地下水から検出され、かつ、地下水基準に適合しなかった試料採取等対象物質

イ　アに掲げる試料採取等対象物質が使用等特定有害物質（第１項第１号の規定により、調査対象地において特定有害物質の製造、使用若しくは処理その他の行為により当該調査対象地の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していないと認められる特定有害物質の種類又は適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該使用等特定有害物質が別表１の左欄に掲げる特定有害物質の種類のいずれかに該当する場合にあっては、当該特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる特定有害物質の種類

ウ　アに掲げる試料採取等対象物質が別表１の右欄に掲げる特定有害物質の種類であり、かつ、当該特定有害物質に係る使用等特定有害物質が同表の左欄に掲げる特定有害物質の種類のいずれかに該当する場合にあっては、同表の当該該当する特定有害物質の種類の項の左欄及び右欄に掲げる特定有害物質の種類（アに掲げるものを除く。）

(2) 前号の試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。

ア　当該地点において、次の土壌（(ｱ)及び(ｲ)にあっては、地表から深さ10メートルまでにある土壌に限る。）の採取を行うこと。ただし、引き続き特定有害物質等取扱工場等の敷地として利用される土地において条例第55条第１項及び第２項の規定により土壌汚染等調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が前号に規定する検出範囲における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより１メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができること。

(ｱ) 汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、表層の土壌）

(ｲ) 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルの土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、地表から深さ50センチメートルの土壌）

(ｳ) 深さ１メートルから10メートルまでの１メートルごとの土壌（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌及び汚染のおそれが生じた場所の位置より深い位置に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。）

(ｴ) 帯水層の底面の土壌（地表から深さ10メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）

イ　アの規定により採取されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する当該特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第18号で定める方法により測定すること。

7　第１項第３号ウに掲げる場合の試料採取等の結果の評価

(1) 土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出され、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった場合であって、代表地点において前項第２号イの方法により測定した結果、土壌の特定有害物質による汚染状態が次のア又はイのいずれかに該当するときは、当該土壌ガス調査を行った検出範囲の区域について、それぞれ次のア又はイに定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

ア　少なくとも１の代表地点において土壌溶出量基準に適合しなかったとき（イに掲げるときを除く。）　土壌溶出量基準

イ　少なくとも１の代表地点において第二溶出量基準（法施行規則第９条第１項第２号に規定する第二溶出量基準をいう。以下同じ。）に適合しなかったとき　第二溶出量基準

(2) 前号の規定にかかわらず、検出範囲内の地点において、前項第２号イの方法により測定した結果、土壌の特定有害物質による汚染状態が次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該地点を含む単位区画において当該試料採取等を行うものとされた特定有害物質について当該ア

からウまでに定める単位区画とみなす。

ア　土壌溶出量基準に適合しなかったとき（イに掲げるときを除く。）　土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

イ　第二溶出量基準に適合しなかったとき　第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

ウ　土壌溶出量基準に適合したとき　土壌溶出量基準に適合した単位区画

(3) 土壌溶出量調査又は土壌含有量調査（第２項第３号イ(ｲ)の規定による試料採取等区画に係るものを除く。）において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査を行った単位区画の区域を、当該試料採取等対象物質について当該アからウまでに定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

ア　土壌溶出量基準に適合しなかったとき（イに掲げるときを除く。）　土壌溶出量基準

イ　第二溶出量基準に適合しなかったとき　第二溶出量基準

ウ　土壌含有量基準に適合しなかったとき　土壌含有量基準

８　第１項第３号アに掲げる場合の土地における土壌汚染等調査

(1) 第１項第３号アに掲げる場合における試料採取等を行う区画の選定等の方法は、次のアからカまでのとおりとする。

ア　第２項第１号及び第２号並びに第３項に定める方法により土壌汚染等調査の対象地を区画すること。

イ　調査実施者は、土壌汚染等調査の対象地のうち第１項第３号アに係る対象地（以下この項並びに第13項第３号及び第４号において「調査対象地」という。）の最も離れた２つの単位区画を含む30メートル格子（調査対象地が１の30メートル格子内にある場合にあっては、当該30メートル格子）の中心を含む単位区画（当該30メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該30メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか１区画）について、

試料採取等の対象とすること。ただし、第２項第１号の規定により調査対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して９００メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「９００メートル格子」という。）のうち１の９００メートル格子内に試料採取等の対象とされた当該２つの単位区画が含まれない場合にあっては、調査対象地を含む９００メートル格子ごとに、当該９００メートル格子の最も離れた２つの単位区画を含む30メートル格子の中心を含む単位区画（当該30メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該30メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか１区画）について、試料採取等の対象とすること。

ウ　イの規定にかかわらず、引き続き特定有害物質等取扱工場等の敷地として利用される土地において条例第55条第１項及び第２項の規定により土壌汚染等調査を行う場合であり、かつ、最大形質変更深さより１メートルを超える深さにのみ汚染のおそれがあると認められる地層の位置があるときには、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができること。

エ　調査実施者は、イ及びウの規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心（当該単位区画の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点。以下次の(ｱ)、(ｲ)及び第９号において同じ。）において、次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ｱ)又は(ｲ)に定める土壌の採取を行うこと。ただし、引き続き特定有害物質等取扱工場等の敷地として利用される土地において条例第55条第１項及び第２項の規定により土壌汚染等調査を行う場合であり、かつ、当該土壌がイに規定する９００メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより１メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができること。

(ｱ) 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれがあると認められる地層の位置が明らかでない場合　次に掲げる土壌

ａ　表層の土壌及び深さ５センチメートルから50センチメートルま

での土壌

b　深さ１メートルから10メートルまでの１メートルごとの土壌

(ｲ) 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれがあると認められる地層の位置が明らかである場合　(ｱ)の土壌のうち当該地層内にある土壌（(ｱ)の土壌が当該地層内にない場合にあっては、当該地層内の任意の位置の土壌）

オ　エ(ｱ) a の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ５センチメートルから50センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

カ　エ及びオの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあっては平成15年環境省告示第18号で定める方法により、当該土壌に含まれる試料採取等対象物質の量にあっては平成15年環境省告示第19号で定める方法により、それぞれ測定すること。

(2) 前号の規定にかかわらず、第1項第1号の規定により把握した情報により、調査対象地に盛土又は埋め戻し（次のア及びイに掲げる要件を満たした土壌により行われたものに限る。以下「自然由来盛土等」という。）に使用した土壌がある場合には、当該土壌について、次号に定めるところにより、試料採取等を行わなければならない。

ア　調査対象地と専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の汚染のおそれがある土壌が地表から10メートルまでの深さより浅い位置に分布している土地の土壌であること。

イ　次のいずれかに該当する土壌であること。

(ｱ) 自然由来盛土等に係る調査対象地からの距離が９００メートル未満である土地から掘削した土壌であること。

(ｲ) 当該土壌の掘削を行った土地が、次の表の左欄に掲げる汚染状態である場合において、調査対象地が、それぞれ同表の右欄に掲げる汚染状態であることが第２に定める方法に準じた方法により調査した結果その他の情報により確認されていること。

盛土又は埋め戻しに使用した土壌の掘削を行った土地の汚染状態	調査対象地の汚染状態

土壌溶出量基準に適合しないものであって、土壌含有量基準に適合するもの	土壌溶出量基準に適合しないものであって、土壌含有量基準に適合するもの又は土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの
土壌溶出量基準に適合するものであって、土壌含有量基準に適合しないもの	土壌溶出量基準に適合するものであって、土壌含有量基準に適合しないもの又は土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの
土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの	土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの

(3) 調査実施者は、自然由来盛土等に使用した土壌があるときは、次に定めるところにより、試料採取等を行う区画の選定等を行わなければならない。

ア　第2項第1号及び第2号並びに第3項に定める方法により土壌汚染等調査の対象地を区画すること。

イ　調査実施者は、次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ｱ)又は(ｲ)に規定する単位区画について、試料採取等の対象とすること。ただし、自然由来盛土等に使用した土壌が一の均一な汚染状態にある土地において掘削されたものであることその他の情報により、当該土壌の汚染状態が均一であるとみなすことができる場合は、調査実施者は自然由来盛土等に係る全ての30メートル格子のうちいずれか１つの30メートル格子内にある自然由来盛土等に係る単位区画について、次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる区分に応じ、当該(ｱ)又は(ｲ)に規定する単位区画について、試料採取等の対象とすることができること。

(ｱ) 30メートル格子の中心が自然由来盛土等に係る調査対象地の区域内にある場合　当該30メートル格子の中心を含む自然由来盛土等に係る単位区画

(ｲ) 30メートル格子の中心が自然由来盛土等に係る調査対象地の区域内にない場合　当該30メートル格子内にある自然由来盛土等に係る単位区画のうちいずれか１区画

ウ　イの規定にかかわらず、引き続き特定有害物質等取扱工場等の敷

地として利用される土地において条例第55条第１項及び第２項の規定により土壌汚染等調査を行う場合であり、かつ、最大形質変更深さより１メートルを超える深さにのみ自然由来盛土等の土壌の位置があるときには、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができること。

エ　調査実施者は、イ又はウの規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心（当該単位区画の中心が自然由来盛土等に係る調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該単位区画における自然由来盛土等に係る調査対象地内の任意の地点。以下次の(ｱ)、(ｲ)及び第９号において同じ。）において次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ｱ)又は(ｲ)に定める土壌の採取を行うこと。

(ｱ) 当該単位区画の中心において自然由来盛土等の土壌の位置が明らかでない場合

ａ　表層の土壌及び深さ５センチメートルから50センチメートルまでの土壌

ｂ　深さ１メートルから10メートルまでの1メートルごとの土壌

(ｲ) 当該単位区画の中心において自然由来盛土等の土壌の位置が明らかである場合　(ｱ)の土壌のうち当該自然由来盛土等の土壌（(ｱ)の土壌が当該自然由来盛土等の土壌でない場合にあっては、当該自然由来盛土等の土壌の任意の位置の土壌）

オ　エの規定にかかわらず、引き続き特定有害物質等取扱工場等の敷地として利用される土地において条例第55条第１項及び第２項の規定により土壌汚染等調査を行う場合であり、かつ、当該土壌がイに規定する30メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより１メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができること。ただし、イただし書に基づき試料採取等の対象とした場合においては、当該土壌が自然由来盛土等の土壌の全ての最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより１メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができること。

カ　エ(ｱ) a の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ5センチメートルから50センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

キ　エ及びカの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあっては平成15年環境省告示第18号で定める方法により、当該土壌に含まれる試料採取等対象物質の量にあっては平成15年環境省告示第19号で定める方法により、それぞれ測定すること。

(4) 調査対象地内に土壌の第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）による汚染状態が土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地を含む単位区画がある場合には、前３号の規定にかかわらず、当該単位区画に係る試料採取等の結果をもって、前３号の規定による試料採取等の結果の全部又は一部としなければならない。

(5) 第１号カの規定による測定又は前号の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであるときは、調査対象地（第１号イただし書に規定する場合にあっては、９００メートル格子内の調査対象地。以下第７号及び第８号において同じ。）の区域を当該試料採取等対象物質について土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(6)　第３号キの測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであるときは、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める単位区画について、当該試料採取等対象物質について土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

ア　自然由来盛土等に使用した土壌がある場合（イに掲げる場合を除く。）　当該測定に係る単位区画を含む30メートル格子内にある自然

由来盛土等に係る全ての単位区画

イ　自然由来盛土等に係る全ての30メートル格子のうちいずれか１つの30メートル格子内にある単位区画について試料採取等の対象とした場合　自然由来盛土等に係る全ての30メートル格子内にある自然由来盛土等に係る全ての単位区画

(7)　前２号の規定にかかわらず、第１号カ若しくは第３号キの測定又は第４号の試料採取等において当該測定若しくは試料採取等に係るいずれかの単位区画（第１号イただし書きに規定する場合にあっては、900メートル格子ごとのいずれかの単位区画。第13項第３号アにおいて同じ。）の土地の土壌の試料採取等対象物質による汚染状態がアからオまでのいずれかに該当するときは、当該単位区画を含む30メートル格子内にある調査対象地に係る全ての単位区画において当該試料採取等対象物質について当該アからオまでに定める単位区画とみなすことができる。

ア　土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合したとき　土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

イ　土壌溶出量基準に適合したとき、かつ、土壌含有量基準に適合しなかったとき　土壌溶出量基準に適合し、かつ、土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

ウ　土壌溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、土壌含有量基準に適合したとき（オに掲げるときを除く。）　土壌溶出量基準に適合しない、かつ、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

エ　土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しなかったとき　土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

オ　第二溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、土壌含有量基準に適合したとき　第二溶出量基準に適合しない、かつ、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

(8)　第5号の規定に関わらず、30メートル格子の中心を含む単位区画（当該30メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該30メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか

１区画）の中心（当該単位区画の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点。以下この号及び次号において同じ。）において第１号エからカまでの規定により第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）に係る試料採取等を行った結果、測定に係る土壌の試料採取等対象物質による汚染状態が次のアからカまでのいずれかに該当するときは、当該単位区画を含む30メートル格子内にある調査対象地に係る全ての単位区画において当該試料採取等対象物質について当該アからカまでに定める単位区画とみなすことができる。ただし、引き続き特定有害物質等取扱工場等の敷地として利用される土地において条例第55条第１項及び第２項の規定により土壌汚染等調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が第１号イに規定する９００メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより１メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができる。

ア　土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合したとき　土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

イ　土壌溶出量基準に適合したとき、かつ、土壌含有量基準に適合しなかったとき　土壌溶出量基準に適合し、かつ、土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

ウ　土壌溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、土壌含有量基準に適合したとき（オに掲げるときを除く。）　土壌溶出量基準に適合しない、かつ、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

エ　土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しなかったとき（カに掲げるときを除く。）　土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区画

オ　第二溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、土壌含有量基準に適合したとき　第二溶出量基準に適合しない、かつ、土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画

カ　第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しなかったとき　第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある単位区

画

(9) 第１号エ、第３号エ又は前号の単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において土壌の採取を行うことが困難であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、当該単位区画における調査対象地又は自然由来盛土等に係る調査対象地内の任意の地点において行うこれらの規定の土壌の採取をもって、これらの規定の土壌の採取に代えることができる。

９　第１項第３号イに掲げる場合の公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地における土壌汚染等調査

(1) 第１項第３号イに掲げる場合における試料採取等を行う区画の選定等の方法は、次のアからオまでのとおりとする。

ア　第２項第１号及び第２号並びに第３項に定める方法により土壌汚染等調査の対象地を区画すること。

イ　調査実施者は、土壌汚染等調査の対象地のうち第１項第３号イに係る対象地（以下この項、第12項第４号及び第13項第４号において「調査対象地」という。）の区域を、次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ｱ)又は(ｲ)に定める単位区画について、試料採取等の対象とすること。ただし、引き続き特定有害物質等取扱工場等の敷地として利用される土地において条例第55条第１項及び第２項の規定により土壌汚染等調査を行う場合であり、かつ、最大形質変更深さより１メートルを超える深さにのみ汚染のおそれがあると認められる埋立て又は干拓の事業により造成された土壌の層（以下「埋立層等」という。）の位置があるときは、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができること。

(ｱ) 30メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合　当該30メートル格子の中心を含む単位区画

(ｲ) 30メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合　当該30メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか１区画

ウ　調査実施者は、イの規定により試料採取等の対象とされた単位区

画の中心（当該単位区画の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点。以下次の(ｱ)、(ｲ)及び第３号において同じ。）において次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ｱ)又は(ｲ)に定める土壌の採取を行うこと。ただし、引き続き特定有害物質等取扱工場等の敷地として利用される土地において条例第55条第１項及び第２項の規定により土壌汚染等調査を行う場合であり、かつ、当該土壌がイに規定する30メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより１メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができること。

(ｱ) 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれがあると認められる埋立層等の位置が明らかでない場合　次に掲げる土壌

ａ　表層の土壌（試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合においては、表層の土壌及び深さ５センチメートルから50センチメートルまでの土壌）

ｂ　深さ１メートルから10メートルまでの１メートルごとの土壌（地表から深さ10メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。）

ｃ　帯水層の底面の土壌（地表から深さ10メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）

(ｲ) 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれがあると認められる埋立層等の位置が明らかである場合　(ｱ) ａからｃまでに掲げる土壌のうち当該埋立層等内の土壌（(ｱ) ａからｃまでに掲げる土壌が当該埋立層等内にない場合にあっては、当該埋立層等内の任意の位置の土壌）

エ　ウ(ｱ) ａ（試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合に限る。）の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ５センチメートルから50センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

オ　ウ及びエの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあっては平成15年環境省告示第18号で定める方法により、当該土壌に含まれる試料採取等対象物質の量にあっては平成15年環境省告示第19号で定める方法により、それぞれ測定すること。

(2) 前号オの規定による測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が第７項第３号アからウまでのいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画を含む当該30メートル格子内にある調査対象地に係る全ての単位区画の区域を、当該試料採取等対象物質について同号アからウまでに定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(3) 第１号ウの単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において同号ウの土壌の採取を行うことが困難であると認められる場合には、同号ウの規定にかかわらず、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点において行う同号ウの土壌の採取をもって、同号ウに規定する土壌の採取に代えることができる。

10　土壌汚染等調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握等の省略

(1) 調査実施者は、第１項から第６項まで、第８項及び第９項の規定にかかわらず、これらの規定による土壌汚染等調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下「土壌汚染等調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握等」という。）を行わないことができる。

(2) 前号の規定により土壌汚染等調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握等を行わなかったときは、土壌汚染等調査の対象地の区域を、当該試料採取等対象物質（調査実施者が条例第55条第１項又は第２項に基づき土壌汚染等調査を行う場合であって、第１項第１号の規定による土壌汚染等調査の対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報の把握を行わなかったときは、全ての特定有害物質）について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

11　第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例

(1) 調査実施者は、第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うときは、第２項第３号、第４項第１号ア、同項第２号及び第５号、第５項第１号及び第３号並びに第６項第１号の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等に代えて、第１項第４号イ及びウに掲げる土地を含む単位区画の中心（第１項第１号の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単位区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点）において、当該第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うことができる。

(2) 第６項第２号の規定は、前号の試料採取等について準用する。この場合において、同号中「前号に規定する検出範囲」とあるのは、「試料採取等を行う区画」と読み替えるものとする。

(3) 第１号の規定により試料採取等を行った場合であって、前号において準用する第６項第２号イの規定による測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が次のア又はイのいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画の区域を、当該第一種特定有害物質について当該ア又はイに定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

ア　土壌溶出量基準に適合しなかったとき（イに掲げる場合を除く。）　土壌溶出量基準

イ　第二溶出量基準に適合しなかったとき　第二溶出量基準

12　試料採取等を行う区画の選定等の省略

(1) 調査実施者は、第１項第３号ウに掲げる場合において、第２項第３号及び第４項から第６項までの規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。

(2) 前号の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域（すべての区域が第１項第４号アに掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土

地とみなす。

(3) 調査実施者は、第１項第３号イに掲げる場合において、第９項第１号の規定にかかわらず、同号の規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。

(4) 前号の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準（調査対象地が昭和52年３月15日以降に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第１３７号）第２条第１項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）が埋め立てられている場所を除く。）であり、かつ、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂に由来すると認められるものにあっては、土壌溶出量基準）及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

13　試料採取等の省略

(1) 調査実施者は、第４項から第６項までの規定による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当するときは、これらの規定にかかわらず、当該試料採取等対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。

ア　土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されていること、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しないものであること。

イ　土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであること。

ウ　第６項第２号イの規定による測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しないものであること。

(2) 前号アの規定により試料採取等を行わなかったときにあっては、試料採取等を行わなかった代表地点に係る検出範囲の区域（次に掲げる単位

区画及び全ての区域が第１項第４号アに掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。この号において同じ。）又は前号イ若しくはウの規定により試料採取等を行わなかったときにあっては、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。ただし、当該区域のうち、第４項から第６項までの規定による試料採取等の結果が前号イ又はウに掲げるものに該当する単位区画にあっては、当該測定に係る土壌の試料採取等対象物質による汚染状態が第７項第３号アからウまでのいずれかに該当するときは、当該試料採取等対象物質について当該アからウまでに定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

ア　土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されず、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合するものであった単位区画

イ　土壌溶出量調査又は土壌含有量調査（第２項第３号イ(ｲ）の規定による試料採取等区画に係るものを除く。）において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった単位区画

ウ　第２項第３号イ(ｱ）の規定による試料採取等区画に係る土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されず、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合するものであった場合における当該30メートル格子内にある一部対象区画

エ　第２項第３号イ(ｲ）の規定による試料採取等区画に係る土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった場合における当該30メートル格子内にある一部対象区画

オ　第６項第２号イの規定による測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合するものであった地点を含む単位区画

(3) 調査実施者は、第８項第１号若しくは第３号又は第９項第１号の規定

による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当するときは、これらの規定にかかわらず、当該試料採取等対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。

ア　第８項第１号カ若しくは第３号キの規定による測定又は同項第４号の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。

イ　第９項第１号オの規定による測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであること。

(4) 前号の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象地（第８項第１号イただし書に規定する場合にあっては、９００メートル格子内の調査対象地）又は自然由来盛土等に係る調査対象地の区域（次に掲げる単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について土壌溶出量基準（前項第４号括弧書に規定する土地以外の土地において第９項第１号オの規定による測定を行った場合にあっては、第二溶出量基準）及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。ただし、当該区域のうち、第８項第１号若しくは第３号又は第９項第１号の規定による試料採取等の結果が前号ア及びイに掲げるものに該当する単位区画にあっては、当該ア及びイに掲げる測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が第７項第３号アからウまでのいずれかに該当するときは、当該アからウまでに定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

ア　第８項第１号カ若しくは第３号キの規定による測定又は同項第４号の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が全て土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった場合における当該単位区画を含む30メートル格子内にある全ての単位区画

イ　第９項第１号オの規定による測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が全て土壌溶出量基準及び土壌含有量基準

に適合するものであった場合における当該単位区画を含む30メートル格子内にある全ての単位区画

14　条例施行前に行われた調査の結果の利用

土壌汚染等調査の対象地において、条例の施行前に第４項から第６項まで、第８項又は第９項の規定による試料採取等と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態を把握できる精度を保って試料採取等が行われたと認められる場合であって、当該試料採取等の後に土壌の特定有害物質による汚染が生じたおそれがないと認められるときは、当該試料採取等の結果をこれらの規定による試料採取等の結果とみなす。

第３　大規模な土地の形質の変更時の調査

条例第57条第１項の規定による調査の方法は、次に定めるとおりとする。

１　調査の対象となる土地の範囲

調査の対象となる土地は、土地の形質の変更をしようとする範囲（以下「形質変更予定地」という。）とする。

２　工場等の設置の状況その他の土地の利用の履歴

規則第51条に規定する規模の土地の形質の変更をしようとする者（以下「大規模土地形質変更者」という。）は、形質変更予定地について、登記簿、過去の地図、航空写真その他の資料により、工場等の設置の状況その他の当該土地の利用の履歴を把握するものとする。

３　特定有害物質等の取扱いの状況

大規模土地形質変更者は、形質変更予定地に過去に設置されていた工場等において特定有害物質等が取り扱われていた可能性がある場合には、当該工場等に係る台帳類及び資料の閲覧、当該工場等の設置者等への聞き取り等により、形質変更予定地における特定有害物質等の取扱いの有無を確認し、取扱いがあった場合には次に掲げる事項を可能な限り把握するものとする。

(1) 特定有害物質等を取り扱っていた工場等の概要

ア　工場等の名称、所在地、連絡先

イ　業種、主要製品

ウ　事業開始・終了年月日

エ　工場等の配置、工場等の建屋内設備配置

(2) 工場等の特定有害物質等の取扱いの状況

大規模土地形質変更者は、形質変更予定地に過去に設置されていた工場等における特定有害物質等の取扱いの状況を特定有害物質の種類ごと（排出状況にあっては、排出水、排出ガス及び廃棄物の区分ごと）に、別表２の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる内容について把握するものとする。

４　過去の調査の結果等

大規模土地形質変更者は、現在までに実施された土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況の調査の結果、地表の高さの変更や地質に関する資料、その他参考となる資料についても可能な限り入手、整理するものとする。

第４　自主調査

１　自主調査の結果の評価

自主調査は、指定調査機関（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第３条第８項に規定する指定調査機関をいう。以下同じ。）に第２に定めるところにより実施させることが望ましい。第２第１項から第６項までの規定にかかわらず土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等が省略された場合における試料採取等の結果の評価は、自主調査が実施された土地において予定されている土地の形質の変更（盛土を除く。）に係る土地（土地の形質の変更が予定されていない場合にあっては、当該自主調査が行われた土地と一筆である土地）（以下「自主調査対象地」という。）について第２第10項、第12項及び第13項の規定により行うものとする。ただし、第２第１項第１号の規定による土壌汚染のおそれの把握と同等程度の精度をもって土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報が把握され、当該情報により、自主調査対象地が基準不適合土壌が存在するおそれがないと認められる土地に分類される場合であって、自主調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が

次の各号のいずれかに該当するときは、当該自主調査対象地を、当該自主調査の対象とされた特定有害物質の種類について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(1) 土壌溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げるときを除く。）　土壌溶出量基準

(2) 第二溶出量基準に適合しなかったとき　第二溶出量基準

(3) 土壌含有量基準に適合しなかったとき　土壌含有量基準

2　被害防止措置計画書

(1) 規則第52条の４第２号の規定による計画書は、次に掲げる事項を記載した被害防止措置計画書届出書（指針第１号様式）により届け出なければならない。

ア　氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　自主調査に係る対象地の名称

ウ　自主調査に係る対象地の所在地

エ　被害防止措置計画書

(2) 前号の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

ア　措置を行おうとする場所を明らかにした自主調査に係る対象地の図面

イ　措置の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

ウ　汚染土壌の処理を行う場合にあっては、次に掲げる書類

(ｱ) 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し

(ｲ) 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類

(ｳ) 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類

(ｴ) 汚染土壌の処理を委託した汚染土壌処理施設に関する土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し

3　被害防止措置完了報告書

規則第52条の４第３号の規定による提出は、次に掲げる事項を記載した被害防止措置完了報告書（指針第２号様式）により行わなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 自主調査に係る対象地の名称

(3) 自主調査に係る対象地の所在地

(4) 講じた被害防止措置の概要

(5) 被害防止措置の開始及び終了の時期

(6) 汚染がなくなったことの確認の方法

４　被害防止措置の完了要件

規則第52条の４第４号の土壌汚染等対策指針に規定する要件は、別表４の５の項第１号に規定する基準不適合土壌の掘削による除去と同等以上の措置を行うものとする。

第５　汚染の除去等の措置

１　汚染の除去等の措置

別表３の左欄に掲げる土地において講ずべき汚染の除去等の措置は、それぞれ同表の中欄に定める汚染の除去等の措置とする。

２　担保権の実行等により一時的に土地の所有者等となった者が講ずべき措置

市長が、自らが有する担保権の実行としての競売における競落その他これに類する行為により土地の所有者等となった者であって、当該土地を譲渡する意思の有無等からみて土地の所有者等であることが一時的であると認められる者に対し、条例第58条の２第２項の規定により当該措置管理区域において講ずべき汚染の除去等の措置を示すときは、前項の規定にかかわらず、当該措置管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない場合にあっては別表３の１の項に規定する地下水の水質の測定、当該措置管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない場合にあっては同表の７の項

に規定する立入禁止を示すものとする。

3　条例第58条の２第２項の規定により示された汚染の除去等の措置と同等以上の効果を有すると認められるもの

条例第58条の２第３項の土壌汚染等対策指針で定める汚染の除去等の措置は、別表３の左欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める汚染の除去等の措置とする。

4　措置計画書の提出

条例第58条の２第１項の規定により市長から指示を受けた者は、措置計画書を作成し、市長に提出するよう努めるものとする。

5　健康被害防止措置等に関する技術的基準

条例第58条の２第５項の健康被害防止措置等に関する技術的基準は、次項及び第７項に定めるところによる。

6　健康被害防止措置等の実施の方法

(1) 別表３の１の項に規定する地下水の水質の測定、同表の２の項に規定する原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止及び土壌汚染の除去、同表の３の項に規定する遮断工封じ込め、同表の４の項に規定する不溶化、同表の７の項に規定する舗装及び立入禁止、同表の８の項に規定する土壌入換え並びに同表の９の項に規定する盛土の実施の方法は、別表４に定めるところによる。

(2) 前号に定めるもののほか、次のアからエまでに定めるところにより、健康被害防止措置等を講じるものとする。

ア　土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が措置管理区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更の施行方法が平成31年環境省告示第５号で定める基準に適合していること。

イ　アに定めるもののほか、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、揮散若しくは流出（以下「飛散等」という。）、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために必要な措置を講ずること。

ウ　措置管理区域外から搬入された土壌を使用する場合にあっては、平成31年環境省告示第６号で定める方法により当該土壌の特定有害

物質による汚染状態を調査し、把握すること。この場合において、同告示中「要措置区域」とあるのは「措置管理区域」と読み替えるものとする。

エ　措置管理区域の指定に係る土壌汚染等調査又は自主調査と一の土壌汚染等調査又は自主調査により指定された他の措置管理区域から搬出された管理汚染土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

7　廃棄物埋立護岸において造成された土地における汚染の除去等の措置

次に掲げる基準に従い港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第５項第９号の２に掲げる廃棄物埋立護岸において造成された土地であって、同条第１項に規定する港湾管理者が管理するものについては、第１項及び前項に定める汚染の除去等の措置が講じられている土地とみなす。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条の２第２項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第12条第１項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第12条の２第１項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準

(2) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第２項第４号に規定する基準

8　措置完了報告書の提出

措置を講じたときは、措置完了報告書を作成し、市長に提出するよう努めるものとする。

第６　措置管理区域内における土地の形質の変更の禁止

1　措置管理区域内における土地の形質の変更の禁止の例外

条例第58条の３第２号の土壌汚染等対策指針で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 次のいずれにも該当しない行為

ア　健康被害防止措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

イ　土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が10平方メートル以上であり、かつ、その深さが50センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして法施行規則第43条第１号ロの規定により環境大臣が定める要件に該当するものを除く。ウにおいて同じ。）がない旨の市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより１メートル浅い深さ以上）であること。

ウ　土地の形質の変更であって、その深さが３メートル以上（イの市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより１メートル浅い深さ以上）であること。

(2) 土壌汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土壌の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであって、次のいずれにも該当すること。

ア　基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体のボーリング孔への流出を防止するために必要な措置が講じられているもの

イ　掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等により基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられているもの

(3) 健康被害防止措置等と一体として行われる土地の形質の変更であって、その施行方法が平成31年環境省告示第５号で定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの

(4) 次のいずれかに該当する措置管理区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が平成31年環境省告示第５号で定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの

ア　別表３の１の項の左欄に掲げる土地に該当する措置管理区域であって、地下水の水質の測定が講じられているもの

イ　別表３の１の項から４の項まで及び６の項の左欄に掲げる土地（同表の１の項の左欄に掲げる土地にあっては、土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する措置管理区域であって、原位置封じ込めが講じられているもの

（別表４の２の項の原位置封じ込めに係る措置の実施のうち、同項右欄のアからクまでの実施が完了しているものに限る。）

ウ　別表３の１の項から４の項まで及び６の項の左欄に掲げる土地（同表の１の項の左欄に掲げる土地にあっては、土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する措置管理区域であって、遮水工封じ込めが講じられているもの（別表４の３の項の遮水工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項右欄のアからクまでの実施が完了しているものに限る。）

エ　別表３の１の項から６の項までの左欄に掲げる土地に該当する措置管理区域であって、地下水汚染の拡大の防止が講じられているもの

オ　土壌汚染の除去が講じられている措置管理区域（別表４の５の項の土壌汚染の除去に係る措置の実施のうち、同項右欄第１号に掲げる基準不適合土壌の掘削による除去のアからエまでの実施が完了しているもの又は同欄第２号に掲げる原位置での浄化による除去のアからウまで及びオの実施が完了しているものに限る。）

カ　別表３の１の項及び３の項から６の項までの左欄に掲げる土地（同表の１の項の左欄に掲げる土地にあっては、土壌の第一種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する措置管理区域であって、遮断工封じ込めが講じられているもの（別表４の６の項の遮断工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項右欄のアからクまでの実施が完了しているものに限る。）

キ　別表３の１の項及び４の項の左欄に掲げる土地（同表の１の項の左欄に掲げる土地にあっては、土壌の第一種特定有害物質又は第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地及び土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する措置管理区域であって、不溶化が講じられているもの（別表４の７の項の不溶化に係る措置の実施のうち、同項右欄第１号に掲げる原位置不溶化のアからオまでの措置の実施が完了しているもの、又は同欄第２号に掲げる不溶化埋め戻しのアからオまでの実施が完了しているものに限る。）

２　帯水層の深さに係る確認の申請

(1) 前項第１号イの確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した帯水層の深さに係る確認申請書（指針第１号様式）を提出しなければならない。

ア　氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　措置管理区域の所在地

ウ　措置管理区域のうち地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由

エ　ウの地下水位の観測の結果

オ　観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さ

(2) 前号の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

ア　前号ウの井戸の構造図

イ　前号ウの井戸を設置した地点を明らかにした当該措置管理区域の図面

ウ　前号オの帯水層の深さを定めた理由を説明する書類

(3) 市長は、第１号の申請があったときは、同号ウの井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同号エの観測の結果からみて前号ウの帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、前項第１号イの確認をするものとする。

(4) 市長は、前項第１号イの確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び帯水層の深さを市長に定期的に報告することその他の条件を付することができる。

(5) 市長は、前項第１号イの確認をした後において、前号の規定による報告その他の資料により当該確認に係る措置管理区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったとき又は前号の規定による報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、そ

の旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。

3　土地の形質の変更に係る確認の申請

(1) 第１項第３号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した健康被害防止措置等と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書（指針第２号様式）を提出しなければならない。

ア　氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　土地の形質の変更（当該土地の形質の変更と一体として行われる健康被害防止措置等を含む。ウを除き、以下この項において同じ。）を行う措置管理区域の所在地

ウ　土地の形質の変更の種類

エ　土地の形質の変更の場所

オ　土地の形質の変更の施行方法

カ　土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日

キ　土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

ク　事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

(2) 前号の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

ア　土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした措置管理区域の図面

イ　土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

(3) 市長は、第１号の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、第１項第３号の確認をするものとする。

ア　当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる健康被害防止措置等との間に一体性が認められること。

イ　当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が平成31年環境省告示第５号で定める基準に適合していること。

ウ　当該申請に係る土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日が条例第58条の２第１項の期限に照らして適当であると認められること。

４　土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請

(1) 第１項第４号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の確認申請書（指針第３号様式）を提出しなければならない。

ア　氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　土地の形質の変更を行う措置管理区域の所在地

ウ　土地の形質の変更の種類

エ　土地の形質の変更の場所

オ　土地の形質の変更の施行方法

カ　土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日

キ　土地の形質の変更を行う措置管理区域において講じられている健康被害防止措置等

ク　土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

ケ　事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

コ　土壌汚染等調査において最大形質変更深さより１メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更（当該土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さより１メートルを超える深さの位置に汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合の土地の形質の変更を除く。次号ウにおいて同じ。）をしようとするときは、第２に定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法（平成４年法律第51号）第１０７条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

(2) 前号の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

ア　土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした措置管理区域の図面

イ　土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

ウ　土壌汚染等調査において最大形質変更深さより１メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、第２に定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

(3) 市長は、第１号の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が平成31年環境省告示第５号で定める基準に適合していると認められる場合に限り、第１項第４号の確認をするものとする。

5　措置管理区域内における土地の形質の変更の例外

一の土壌汚染等調査の結果に基づき指定された複数の措置管理区域の間において、一の措置管理区域から搬出された管理汚染土壌を他の措置管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は、当該管理汚染土壌が当該他の措置管理区域に搬入された日から60日以内に終了するものとする。

第７　汚染の拡散の防止等の措置

1　汚染の拡散の防止等の措置

別表５の左欄に掲げる土地において講ずべき汚染の拡散の防止等の措置は、それぞれ同表の中欄に定める汚染の拡散の防止等の措置とする。

2　担保権の実行等により一時的に土地の所有者等となった者が講ずべき措置

市長が、自らが有する担保権の実行としての競売における競落その他これに類する行為により土地の所有者等となった者であって、当該土地を譲渡する意思の有無等からみて土地の所有者等であることが一時的であると

認められる者に対し、条例第58条の５第２項の規定により当該拡散防止管理区域において講ずべき汚染の拡散の防止等の措置を示すときは、前項の規定にかかわらず、別表５の１の項に規定する地下水の水質の測定を示すものとする。

３　条例第58条の５第２項の規定により示された汚染の拡散の防止等の措置と同等以上の効果を有すると認められるもの

条例第58条の５第３項の土壌汚染等対策指針で定める汚染の拡散の防止等の措置は、別表５の左欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める汚染の拡散の防止等の措置とする。

４　措置計画書の提出

条例第58条の５の規定により市長から指示を受けた者は、措置計画書を作成し、市長に提出するよう努めるものとする。

５　生活環境保全措置等に関する技術的基準

条例第58条の５第５項の生活環境保全措置等に関する技術的基準は、次項及び第７項に定めるところによる。

６　生活環境保全措置等の実施の方法

(1) 別表５の１の項に規定する地下水の水質の測定、同表の２の項に規定する地下水汚染の拡散の防止、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止及び土壌汚染の除去、同表の４の項に規定する遮断工封じ込め、同表の６の項に規定する不溶化の実施の方法は、別表６に定めるところによる。

(2) 拡散防止管理区域の指定に係る土壌汚染等調査又は自主調査と一の土壌汚染等調査又は自主調査により指定された他の拡散防止管理区域から搬出された管理汚染土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の使用に伴い、人の健康及び生活環境に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

７　廃棄物埋立護岸において造成された土地における汚染の拡散の防止等の措置

次に掲げる基準に従い港湾法第２条第５項第９号の２に掲げる廃棄物埋立護岸において造成された土地であって、同条第１項に規定する港湾管理

者が管理するものについては、第１項及び前項に定める汚染の拡散の防止等の措置が講じられている土地とみなす。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条の２第２項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第12条第１項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第12条の２第１項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準

(2) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第２項第４号に規定する基準

８　措置完了報告書の提出

措置を講じたときは、措置完了報告書を作成し、市長に提出するよう努めるものとする。

第８　拡散防止管理区域内における土地の形質の変更

１　拡散防止管理区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

(1) 条例第58条の７第１項第１号の土壌汚染等対策指針で定めるものは、次に掲げる行為とする。

ア　次のいずれにも該当しない行為

(ｱ) 汚染の除去等の措置又は汚染の拡散の防止等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

(ｲ) 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が10平方メートル以上であり、かつ、その深さが50センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして法施行規則第43条第１号ロの規定により環境大臣が定める要件に該当するものを除く。(ｳ) において同じ。）がない旨の市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより１メートル浅い深さ以上）であること。

(ｳ) 土地の形質の変更であって、その深さが３メートル以上（(ｲ)の市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより１メートル浅い深さ以上）であること。

(ｴ) 一の土壌汚染等調査又は自主調査の結果に基づき指定された複数の拡散防止管理区域の間において、他の拡散防止管理区域内の土地の形質の変更に一の拡散防止管理区域から搬出された管理汚染土壌を、自ら使用し、又は他人に使用させるために、当該拡散防止管理区域内で土地の形質の変更を行うこと。

(ｵ) 一の土壌汚染等調査又は自主調査の結果に基づき指定された複数の拡散防止管理区域の間において、一の拡散防止管理区域から搬出された管理汚染土壌を他の拡散防止管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させること。

イ　土壌汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土壌の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであって、次のいずれにも該当すること。

(ｱ) 基準不適合土壌又は特定有害物質のボーリング孔への流出を防止するために必要な措置が講じられているもの

(ｲ) 掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等により基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられているもの

ウ　土地の形質の変更であって、その施行方法が平成31年環境省告示第５号で定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの

(2) 第６第２項の規定は、前号ア(ｲ) の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同項第１号イ、ウ及び第２号イ並びに第５号中「措置管理区域」とあるのは「拡散防止管理区域」と、同項第１号及び第３号から第５号までの規定中「前項第１号イ」とあるのは「前号ア(ｲ) 」と、それぞれ読み替えるものとする。

(3) 第６第４項の規定は、第１号ウの確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同項第１号イ及びキ並びに同項第２号ア中「措置管理区域」とあるのは「拡散防止管理区域」と、同項第１号及び第３号中「第１項第４号」とあるのは「第１号ウ」と、それぞれ読み替えるものとする。

(4) 第６第１項第１号イの確認に係る措置管理区域が条例第58条の４第１項の規定により拡散防止管理区域として指定された場合においては、当該拡散防止管理区域は、第１号ア(ｲ) の確認に係る拡散防止管理区域とみなす。

(5) 第１号ア(ｲ) の確認に係る拡散防止管理区域が条例第58条第１項の規定により措置管理区域として指定された場合においては、当該措置管理区域は、第６第１項第１号イの確認に係る措置管理区域とみなす。

２　土地の形質の変更の施行方法に関する基準

条例第58条の７第４項の土壌汚染等対策指針で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が拡散防止管理区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更の施行方法が平成31年環境省告示第５号で定める基準に適合すること。

(2) 前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 拡散防止管理区域の指定に係る土壌汚染等調査又は自主調査と一の土壌汚染等調査又は自主調査により指定された他の拡散防止管理区域から搬出された管理汚染土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の使用に伴い、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

(4) 土地の形質の変更を行った後、条例第58条の２第５項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

３　拡散防止管理区域内における土地の形質の変更の例外

一の土壌汚染等調査又は自主調査の結果に基づき指定された複数の拡散防止管理区域の間において、一の拡散防止管理区域から搬出された管理汚染土壌を他の拡散防止管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は、当該管理汚染土壌が当該他の拡散防止管理区域に搬入された日から60日以内

に終了するものとする。

4　拡散防止管理区域内における汚染状態の把握

規則第53条の12第３項又は第53条の13第２項の土壌汚染等対策指針に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法は、別表６に規定する方法とする。

第９　形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更

１　形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

(1) 条例第58条の９第１項第１号の土壌汚染等対策指針で定めるものは、次に掲げる行為とする。

ア　次のいずれにも該当しない行為

(ｱ) 汚染の除去等の措置又は汚染の拡散を防止等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

(ｲ) 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が10平方メートル以上であり、かつ、その深さが50センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして法施行規則第43条第１号ロの規定により環境大臣が定める要件に該当するものを除く。(ｳ) において同じ。）がない旨の市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより１メートル浅い深さ以上）であること。

(ｳ) 土地の形質の変更であって、その深さが３メートル以上（(ｲ)の市長の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより１メートル浅い深さ以上）であること。

(ｴ) 他の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自然由来等形質変更時届出管理区域内の自然由来等土壌を、自ら使用し、若しくは他人に使用させるために、当該自然由来等形質変更時届出管理区域内で土地の形質の変更を行うこと又は一の土壌汚染等調査若しくは自主調査の結果に基づき指定された複数の形質変更時届出管理区域の間において、他の形質変更時届出管理区域内の土

地の形質の変更に一の形質変更時届出管理区域から搬出された管理汚染土壌を、自ら使用し、若しくは他人に使用させるために、当該形質変更時届出管理区域内で土地の形質の変更を行うこと。

(ｵ) 自然由来等形質変更時届出管理区域内の自然由来等土壌を、他の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させること又は一の土壌汚染等調査若しくは自主調査の結果に基づき指定された複数の形質変更時届出管理区域の間において、一の形質変更時届出管理区域から搬出された管理汚染土壌を他の形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させること。

イ　土壌汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土壌の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために行うボーリングであって、次のいずれにも該当すること。

(ｱ) 基準不適合土壌又は特定有害物質のボーリング孔への流出を防止するために必要な措置が講じられているもの

(ｲ) 掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等により基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられているもの

ウ　土地の形質の変更であって、その施行方法が平成31年環境省告示第５号で定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの

(2) 第６第２項の規定は、前号ア(ｲ) の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同項第１号イ、ウ及び第２号イ並びに第５号中「措置管理区域」とあるのは「形質変更時届出管理区域」と、同項第１号及び第３号から第５号までの規定中「前項第１号イ」とあるのは「前号ア(ｲ) 」と、それぞれ読み替えるものとする。

(3) 第６第４項の規定は、第１号ウの確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同項第１号イ及びキ並びに同項第２号ア中「措置管理区域」とあるのは「形質変更時届出管理区域」と、同項第１号及び第３号中「第１項第４号」とあるのは「第１号ウ」と、それぞれ

読み替えるものとする。

(4) 第６第１項第１号イの確認に係る措置管理区域が条例第58条の８第１項の規定により形質変更時届出管理区域として指定された場合においては、当該形質変更時届出管理区域は、第１号ア(ｲ) の確認に係る形質変更時届出管理区域とみなす。

(5) 第１号ア(ｲ) の確認に係る形質変更時届出管理区域が条例第58条第１項の規定により措置管理区域として指定された場合においては、当該措置管理区域は、第６第１項第１号イの確認に係る措置管理区域とみなす。

(6) 第８第１項第１号ア(ｲ) の確認に係る拡散防止管理区域が条例第58条の８第１項の規定により形質変更時届出管理区域として指定された場合においては、当該形質変更時届出管理区域は、第１号ア(ｲ) の確認に係る形質変更時届出管理区域とみなす。

(7) 第１号ア(ｲ) の確認に係る形質変更時届出管理区域が条例第58条の４第１項の規定により拡散防止管理区域として指定された場合においては、当該拡散防止管理区域は、第８第１項第１号ア(ｲ) の確認に係る拡散防止管理区域とみなす。

２　土地の形質の変更の施行方法に関する基準

条例第58条の９第４項の土壌汚染等対策指針で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が形質変更時届出管理区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更の施行方法が平成31年環境省告示第５号で定める基準に適合すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア　規則第53条の７第１号ウ又は第53条の16第４号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合

イ　規則第53条の７第１号エに該当する区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が平成31年環境省告示第14号で定める基準に適合するものである場合

(2) 前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するため

に必要な措置を講ずること。

(3) 形質変更時届出管理区域の指定に係る土壌汚染等調査又は自調査法と一の土壌汚染等調査又は自主調査により指定された他の形質変更時届出管理区域から搬出された管理汚染土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の使用に伴い、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

(4) 土地の形質の変更を行った後、条例第58条の２第５項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置又は条例第58条の５第５項の技術的基準に適合する汚染の拡散の防止等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

３　形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更の例外

(1) 自然由来等形質変更時届出管理区域内の自然由来等土壌を他の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は、当該自然由来等土壌が当該他の自然由来等形質変更時届出管理区域に搬入された日から60日以内に終了するものとする。

(2) 一の土壌汚染等調査又は自主調査の結果に基づき指定された複数の形質変更時届出管理区域の間において、一の形質変更時届出管理区域から搬出された管理汚染土壌を他の形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は、当該管理汚染土壌が当該他の形質変更時届出管理区域に搬入された日から60日以内に終了するものとする。

４　形質変更時届出管理区域内における汚染状態の把握

規則第53条の17第３項又は第53条の18第２項の土壌汚染等対策指針に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法は、別表４に規定する方法とする。

第10　管理汚染土壌の搬出

１　搬出しようとする土壌の調査

(1) 条例第60条第１項の土壌汚染等対策指針で定める方法は、次のいずれ

かの方法とする。

ア　管理区域内の土地の土壌を掘削する前に当該掘削しようとする土壌を調査する方法（次号並びに次項第１号エ及び第３号アにおいて「掘削前調査の方法」という。）

イ　管理区域内の土地の土壌を掘削した後に当該掘削した土壌を調査する方法（第３号並びに次項第１号オ及び第３号イにおいて「掘削後調査の方法」という。）

(2) 掘削前調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

ア　指定調査機関は、土壌の掘削の対象となる土地の区域（以下「掘削対象地」という。）について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の掘削対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するものとする。

イ　指定調査機関は、アの規定により把握した情報により、掘削対象地において当該掘削対象地を含む管理区域の指定に係る特定有害物質の種類及び次の(ｱ) から(ｳ) までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(ｱ) から(ｳ) までに定める特定有害物質の種類について、試料採取等の対象とするものとする。

(ｱ) 掘削対象地を含む管理区域の指定に係る土壌汚染等調査において試料採取等の対象としなかった特定有害物質の種類について、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがあると認められる場合（(ｳ) に掲げる場合を除く。）　当該特定有害物質の種類

(ｲ) 掘削対象地を含む管理区域の指定後に当該管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれが生じたと認められる場合　当該特定有害物質の種類

(ｳ) 掘削対象地を含む管理区域の指定後に当該管理区域外から搬入された土壌により、当該管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準若しくは土壌含有量基準に適合してい

ないおそれが生じたと認められる場合又は当該管理区域外から土壌が搬入されたかどうか明らかでないと認められる場合　次のａ又はｂに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該ａ又はｂに定める特定有害物質の種類

ａ　掘削対象地を含む管理区域に係る土地の所有者等が当該管理区域の指定の日から１年ごとに、次に掲げる事項を記載した管理区域に搬入された土壌に係る届出書（指針第４号様式）に、当該管理区域外から土壌が搬入された場合にあっては当該土壌の場所を明らかにした図面を添付して、市長に届け出た場合　当該搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないと認められる当該特定有害物質の種類

(a) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(b) 掘削対象地を含む管理区域の所在地

(c) 掘削対象地を含む管理区域の指定された年月日

(d) 掘削対象地を含む管理区域外からの土壌の搬入の有無

(e) 掘削対象地を含む管理区域外から土壌が搬入された場合にあっては、搬入された年月日、土壌の量、第５の４第２号ウに定める方法による調査の結果及び当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称

(f) 掘削対象地を含む管理区域外から搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合する場合にあっては、当該土壌の管理方法

ｂ　ａ以外の場合　全ての特定有害物質（当該掘削対象地を含む管理区域の指定に係る特定有害物質の種類、(ｱ)、(ｲ) 及び(ｳ) ａに定める特定有害物質の種類並びにアの規定により把握した情報により、掘削対象地において土壌の第三種特定有害物質（ポリ塩化ビフェニルを除く。）による汚染状態が土壌溶出量基準に適合していないおそれがないと認められる場合における当該第三種特定有害物質を除く。）の種類

ウ　指定調査機関は、掘削対象地を、当該掘削対象地を含む管理区域に係る土壌汚染等調査において第２第２項第１号（第２第３項の規定により土壌汚染等調査の対象地を区画した場合にあっては同項）及び第２号の規定に基づき土壌汚染等調査の対象地を区画した単位区画（自主調査にあっては、第２第２項第１号及び第２号に準じて土壌汚染等調査の対象地を区画した単位区画）に区画する方法により区画するものとする。

エ　指定調査機関は、ウの規定により区画された掘削対象地（以下「掘削対象単位区画」という。）について、イの規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類ごとに、次の(ｱ) 又は(ｲ) に掲げる場合の区分に応じ、当該(ｱ) 又は(ｲ) に定める掘削対象単位区画について、試料採取等の対象とする。

(ｱ) 掘削対象地を含む管理区域の指定に係る特定有害物質の種類並びにイ(ｱ) 、(ｲ) 及び(ｳ) ａに掲げる特定有害物質の種類を試料採取等の対象とする場合　掘削対象単位区画

(ｲ) イ(ｳ) ｂに掲げる特定有害物質の種類を試料採取等の対象とする場合　次のａ又はｂに掲げる場合の区分に応じ、当該ａ又はｂに定める掘削対象単位区画（(ｱ) に掲げる掘削対象単位区画を除く。以下「掘削前調査一部対象単位区画」という。）

ａ　第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合　ウの規定により掘削対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して30メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下この条において「掘削対象30メートル格子」という。）にある掘削前調査一部対象単位区画のうちいずれか１区画（当該掘削対象30メートル格子の中心を含む掘削前調査一部対象単位区画がある場合にあっては、当該掘削前調査一部対象単位区画）

ｂ　第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合　次の(a) 又は(b) に掲げる場合の区分に応じ、当該(a) 又は(b) に定める掘削対象単位区画

(a) 掘削対象30メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画の数が６以上である場合　当該掘削対象30メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画のうちいずれか５区画

(b) 掘削対象30メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画の数が５以下である場合　当該掘削対象30メートル格子内にあるすべての掘削前調査一部対象単位区画

オ　指定調査機関は、エの規定により試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画の中心（当該掘削対象単位区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点）において、次に掲げる土壌の採取を行うものとする。

(ｱ) 表層の土壌

(ｲ) 深さ５センチメートルから50センチメートルまでの土壌

(ｳ) 地表から深さ50センチメートルの土壌

(ｴ) 深さ１メートルから土壌の掘削の対象となる部分の深さまでの１メートルごとの土壌

(ｵ) 帯水層の底面の土壌（掘削の対象となる部分の深さの範囲内に帯水層の底面がある場合に限る。）

(ｶ) 掘削の対象となる部分の深さの土壌

(ｷ) 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表より深い位置にあり、かつ、汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかであると認められる場合にあっては、当該汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌、当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルまでの土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルの土壌

(ｸ) 基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかである場合であり、(ｱ) 及び(ｳ) から(ｷ) までに掲げる土壌に当該地層が含まれないときは、当該地層内の任意の位置の土壌（掘削の対象となる部分の深さの範囲内に当該地層がある場合に限る。）

カ　指定調査機関は、オの規定にかかわらず、次の(ｱ) から(ｳ) までのいずれかに該当する場合には、当該(ｱ) から(ｳ) までに定める土壌の採取を行わないことができる。

(ｱ) イ(ｳ) ａの規定により、掘削対象地を含む管理区域の指定後に当該管理区域外から搬入された土壌（土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものに限る。）について市長に届け出た場合であり、かつ、当該土壌が適切に管理されている場合　当該土壌（浄化等済土壌（汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第５条第22号イに規定する浄化等済土壌をいう。）、土壌汚染対策法第16条第１項の規定による市長が認めた土壌及び第５第４項第２号ウに定める方法その他の方法により測定した結果、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していると認められる土壌を含む。）

(ｲ) 土壌汚染等調査の結果又は別表４の１の項第２号、２の項、３の項、４の項第２号、５の項から７の項まで、10の項第２号若しくは12の項第２号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法による調査の結果、掘削対象地を含む管理区域内の土地の土壌のうち、特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものと認められる土壌があり、かつ、当該土壌が適切に管理されている場合　当該土壌

(ｳ) 別表４の５の項に規定する目標土壌溶出量を超える汚染状態又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を当該管理区域内に設置した施設において浄化し、当該浄化した土壌（当該土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合することを確認した場合に限る。）で埋め戻した場合であり、かつ、当該埋め戻した土壌が適切に管理されている場合　当該埋め戻した土壌

キ　指定調査機関は、オ(ｱ) 及び(ｲ) の規定により採取された表層の土壌及び深さ５センチメートルから50センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合するものとする。

ク　指定調査機関は、エ(ｲ) ｂの規定により掘削対象30メートル格子内にある２以上の掘削対象単位区画が試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画である場合にあっては、当該２以上の掘削対象単位区画に係るオの規定により採取された土壌（キに規定する場合には、キの規定により混合された土壌）をオ(ｱ) から(ｸ) までに掲げる土壌ごとに、それぞれ同じ重量混合するものとする。

ケ　指定調査機関は、オからクまでの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌（第一種特定有害物質の量を測定する場合にあっては深さ５センチメートルから50センチメートルまでの土壌及びオ(ｷ) の場合における汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルまでの土壌を除き、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の量を測定する場合にあっては地表から深さ50センチメートルの土壌並びにオ(ｷ) の場合における汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルの土壌を除く。）に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあっては平成15年環境省告示第18号で定める方法により、当該土壌（地表から深さ50センチメートルの土壌並びにオ(ｷ) の場合における汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ50センチメートルの土壌を除く。）に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては平成15年環境省告示第19号で定める方法により、それぞれ測定するものとする。

コ　指定調査機関は、エ(ｲ) の規定により試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画に係るケの測定において、当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかったときは、当該試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画を含む掘削対象30メートル格子内にある掘削対象単位区画において、オ、カ及びケの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあっては平成15年環境省告示第18号で定める方法により、当該土壌に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては平成15年環境省告示第19号で定める方法によ

り、それぞれ測定することができる。

(3) 掘削後調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

ア　指定調査機関は、前号アに定めるところにより、掘削対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握し、当該把握した情報により、当該掘削対象地において、前号イに定めるところにより、試料採取等の対象とするものとする。

イ　指定調査機関は、掘削対象地を、前号ウに定める方法により区画し、掘削対象単位区画において土壌の掘削の対象となる部分の深さまで１メートルごとの土壌を掘削するものとする。

ウ　指定調査機関は、イの規定により掘削した土壌が混合するおそれのないように、１００立方メートル以下ごと（掘削対象地を含む管理区域に係る土壌汚染等調査において第２第２項第２号の規定に基づき隣接する単位区画を１の単位区画とした場合（自主調査にあっては、同号に準じて隣接する単位区画を１の単位区画とした場合）にあっては、１３０立方メートル以下ごと）に区分するものとする。

エ　指定調査機関は、ウの規定により区分されたそれぞれの土壌（以下「ロット」という。）について、次に掲げるところにより、試料採取等の対象とするものとする。

(ｱ) 掘削対象地を含む管理区域の指定に係る特定有害物質並びに前号イ(ｱ)、(ｲ) 及び(ｳ) ａに掲げる特定有害物質を試料採取等の対象とする場合は、当該掘削対象地の土壌を含む全てのロット

(ｲ) 前号イ(ｳ) ｂに掲げる特定有害物質を試料採取等の対象とする場合は、次のａ又はｂに掲げる場合の区分に応じ、当該ａ又はｂに定めるロット

ａ　第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合　掘削対象30メートル格子内にあった同じ深さのロットのうちいずれか１のロット

ｂ　第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合　次の(a) 又は(b) に掲げる場合の区分に応じ、当該(a) 又は(b) に定めるロット

(a) 掘削対象30メートル格子内にあった同じ深さのロットの数が６以上である場合　当該掘削対象30メートル格子内にあった同じ深さのロットのうちいずれか５のロット

(b) 掘削対象30メートル格子内にあった同じ深さのロットの数が５以下である場合　当該掘削対象30メートル格子内にあった同じ深さの全てのロット

オ　指定調査機関は、エの規定により試料採取等の対象とされたロットの中心部分（当該ロットにおいて基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分）において掘削直後に、任意の５点の土壌を採取するものとする。

カ　オの規定にかかわらず、指定調査機関は、前号カ(ｱ)、(ｲ)又は(ｳ)のいずれかに該当する場合には、当該(ｱ)、(ｲ)又は(ｳ)に定める土壌の採取を行わないことができる。

キ　指定調査機関は、オの規定により採取された５点の土壌を、それぞれ同じ重量混合すること。

ク　指定調査機関は、エ(ｲ) ｂの規定により掘削対象30メートル格子内にあった同じ深さのロットのうち２以上のロットが試料採取等の対象とされたロットである場合にあっては、当該２以上のロットに係るキの規定により混合された土壌をそれぞれ同じ重量混合すること。

ケ　指定調査機関は、オからクまでの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌（第一種特定有害物質に係る測定を行う場合にあっては、オの規定により採取された５点の土壌のうち任意の１点の土壌）に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあっては平成15年環境省告示第18号で定める方法により、当該土壌に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては平成15年環境省告示第19号で定める方法により、それぞれ測定するものとする。

２　搬出しようとする土壌に係る土壌汚染等処理基準に適合する旨の認定

(1) 条例第60条第１項の規定による市長の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書（指針第５号様式）を提出しなければならない。

ア　氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　管理区域の所在地

ウ　条例第60条第１項の規定による調査（以下「認定調査」という。）の方法の種類

エ　掘削前調査の方法により認定調査を行った場合にあっては、土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第１０７条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の認定調査の結果に関する事項

オ　掘削後調査の方法により認定調査を行った場合にあっては、土壌の採取を行った日時、調査対象とした土壌全体の体積、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の認定調査の結果に関する事項

カ　認定調査を行った指定調査機関の氏名又は名称

キ　認定調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

(2) 前号の申請書には、認定を受けようとする範囲及び管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。

(3) 市長は、第１号の申請があったときは、次のア又はイに掲げる調査の方法に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める土壌について、条例第60条第１項の認定をするものとする。

ア　掘削前調査の方法　前項第２号カの規定により土壌の採取を行わなかった土壌及び同号オからクまでの規定により採取され、若しくは混合された土壌のうち連続する２以上の深さにおいて採取された土壌を同号ケ若しくはコの規定により測定した結果、その汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該２以上の土壌を採取した深さの位置の間の部分にある当該測定に係る同号エの掘削対象単位区画内の土壌（当該２以上の土壌を採取した深さの位置の間の部分

において、土壌汚染等調査又は自主調査の結果、少なくとも１の特定有害物質の種類について土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかとなった土壌を採取した位置を含む場合における当該位置を含む連続する２の土壌を採取した深さの位置の間の部分にある土壌を除く。）

イ　掘削後調査の方法　前項第３号カの規定により土壌の採取を行わなかった土壌及び同号ケの測定において同号ケの測定に係る土壌の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該土壌に係るロット

３　運搬に関する基準

条例第60条の２の規定による管理汚染土壌の運搬に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 運搬は、次のように行うこと。

ア　特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。

イ　運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

(2) 特定有害物質等が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。

(3) 自動車等及び運搬容器は、特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること。

(4) 運搬の用に供する自動車等の両側面に管理汚染土壌を運搬している旨を日本産業規格Ｚ8305に規定する１４０ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該管理汚染土壌に係る管理票を備え付けること。

(5) 混載等については、次によること。

ア　運搬の過程において、管理汚染土壌とその他の物を混合してはなら

ないこと。

イ　運搬の過程において、管理汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと。

ウ　異なる管理区域から搬出された管理汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された管理区域ごとに区分して運搬すること。ただし、当該管理汚染土壌を１の汚染土壌処理施設において処理する場合（当該管理汚染土壌を土壌汚染対策法第22条第２項の申請書に記載した汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び処理の方法に照らして処理することが可能である場合に限る。）は、この限りでないこと。

(6) 管理汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること。

ア　積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、管理汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。

イ　積替えの場所から特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。

(7) 管理汚染土壌の保管は、管理汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。

(8) 管理汚染土壌の積替えのために、これを一時的に保管する場合には、次によること。

ア　保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(ｱ) 特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に囲い（保管する管理汚染土壌の荷重が当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

(ｲ) 見やすい箇所に、次の掲示板が設けられていること。

ａ　大きさが縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。

ｂ　保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されていること。

イ　当該保管施設からの特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために次に掲げる措置を講ずること。

(ｱ) 保管施設の壁面及び床面は、特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための構造を有していること。

(ｲ) 管理汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること。

(ｳ) 屋内において管理汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあっては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること。

(9) 第６号及び前号の場合であって、管理汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該管理汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。

ア　粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。

イ　当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。

ウ　当該移動させる管理汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。

エ　当該移動させる管理汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによってその表層を固化すること。

オ　アからエまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

(10)　管理汚染土壌の荷卸しは、条例第60条第１項から第３項までの規定により提出した届出書に記載された場所（管理汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う施設であって、当該管理汚染土壌若しくは特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設又は汚染土壌処理施設）以外の場所で行ってはならないこと。

(11)　管理汚染土壌の引渡しは、条例第60条第１項から第３項までの規定により提出した届出書に記載された者（管理汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う者又は汚染土壌処理業者）以外に行ってはならないこと。

(12)　管理汚染土壌の運搬は、管理区域外への搬出の日から30日以内に終了すること。

(13)　管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項

に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと。

(14)　管理票の交付又は回付を受けた者は、管理汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に管理汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。

(15)　当該管理汚染土壌の運搬を他人に委託してはならないこと。

4　自然由来等形質変更時届出管理区域に係る処理の委託の例外に関する基準

(1) 条例第60条の３第１項第２号アの土壌汚染等対策指針で定める基準は、自然由来等形質変更時届出管理区域の指定に係る特定有害物質の種類ごとに、次の表の左欄に掲げる汚染状態である場合において、搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地が、それぞれ同表の右欄に掲げる汚染状態であるものとする。

自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の汚染状態	搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の汚染状態
土壌溶出量基準に適合しないものであって、土壌含有量基準に適合するもの	土壌溶出量基準に適合しないものであって、土壌含有量基準に適合するもの又は土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの
土壌溶出量基準に適合するものであって、土壌含有量基準に適合しないもの	土壌溶出量基準に適合するものであって、土壌含有量基準に適合しないもの又は土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの
土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの	土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないもの

(2) 条例第60条の３第１項第２号イの土壌汚染等対策指針で定める基準は、次のとおりとする。

ア　自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然に由来する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地と搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が地

質的に同質な状態で広がっているものであること。

イ　自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時届出管理区域の港湾（漁業の用に供する港湾を含む。以下同じ。）内の公有水面の埋立てに係る埋立地と搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域の港湾内の公有水面の埋立てに係る埋立地が同一の港湾であること。

5　自然由来等形質変更時届出管理区域に係る要件

条例第60条の３第２項の土壌汚染等対策指針で定める要件は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するものとして次の要件のいずれにも該当すると認められること。

ア　当該土地を含む形質変更時届出管理区域の指定に係る特定有害物質の種類が第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）であること。

イ　当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること。

ウ　土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。

エ　当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂若しくは人為等に由来するおそれがない土地であること、当該汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂若しくは人為等に由来するおそれがある土地であって、第２第１項第４号アに掲げる土地の区分に分類した土地であること又は土壌汚染等調査その他第２に定める方法に準じた方法により調査した結果、当該汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂若しくは人為等に由来する土地でないと認められる土地であること。

(2) 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして次の要件のいずれ

にも該当すると認められること。

ア　昭和52年３月15日以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）又は大正11年４月10日から昭和52年３月14日までに公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壌の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）であって、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。

イ　土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地であること、当該汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であって、第２第１項第４号アに掲げる土地の区分に分類した土地であること又は土壌汚染等調査その他第２に定める方法に準じた方法により調査した結果、当該汚染状態が人為等に由来する土地でないと認められるものであること。

第11　汚染土壌処理業に係る生活環境影響調査

１　条例第60条の７第１項の生活環境影響調査は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力並びに当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態を勘案し、当該汚染土壌処理施設において汚染土壌を処理することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水又は土壌に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものを調査項目として選定すること。

(2) 前号の規定により選定した調査項目（以下「選定調査項目」という。）の現況を把握すること。

(3) 当該汚染土壌処理施設において汚染土壌を処理することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために必要な水象、気象その他

自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況を把握すること。

(4) 当該汚染土壌処理施設において汚染土壌を処理することによる選定調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲を予測すること。

(5) 当該汚染土壌処理施設において汚染土壌を処理することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析すること。

２　条例第60条の７第２項の生活環境影響調査の結果を記載した書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 選定調査項目

(2) 前項第２号及び第３号の規定により把握した現況並びにその把握の方法

(3) 前項第４号の規定により予測した結果及びその予測の方法

(4) 前項第５号の規定により分析した結果

(5) 大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水又は土壌のうち、これらに係る事項を選定調査項目に含めなかったもの及びその理由

(6) その他当該生活環境影響調査に関して参考となる事項

第12　記録の保管及び承継

条例第61条第１項に基づいて作成する土壌汚染等調査若しくは自主調査又は汚染の除去等の措置若しくは汚染の拡散の防止等の措置についての記録は、次のとおりとする。

(1) 土壌汚染等調査若しくは自主調査又は汚染の除去等の措置若しくは汚染の拡散の防止等の措置の実施の経過及びあらまし

(2) 条例に基づく報告書及び届出書の写し

(3) 調査機関からの報告書

(4) 将来、土地の形質の変更をしようとするときに留意するべき事項

(5) 管理区域外へ搬出した管理汚染土壌の処理、処分の記録

(6) モニタリング結果

(7) その他必要な事項

別表 1　分解により生成するおそれのある特定有害物質の種類

特定有害物質の種類	分解により生成するおそれのある特定有害物質の種類（以下「分解生成物」という。）
四塩化炭素	ジクロロメタン
1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン

別表２　特定有害物質の種類ごとの調査項目

使用目的	加工用、洗浄用、検査用等
使用形態	特定有害物質等を使用していた設備、機器等
使用状況	特定有害物質等の使用目的別の濃度、使用量、使用期間、作業工程等
排出状況	特定有害物質等の排出時の濃度、排出量、排出期間、排出経路（地下への浸透を含む。）、敷地内処分等
処理状況	特定有害物質等の処理施設の有無、処理施設における処理方法及び処理量、処理施設の設置場所等
事故状況	特定有害物質等に係る事故の有無、事故の発生日時、事故内容、漏えい量等
使用場所等	特定有害物質等の使用場所、建物及び設備の配置状況等
製造状況	特定有害物質等の製造施設の有無、製造施設における製造方法及び製造量、製造施設の設置場所等
保管場所	特定有害物質等の保管方法、保管量等

別表３　土地の区分と汚染の除去等の措置

土地	講ずべき汚染の除去等の措置	土壌汚染等対策指針で定める汚染の除去等の措置
１　土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていない土地	当該土地において地下水の水質の測定を行うこと（以下「地下水の水質の測定」という。）	次項から６の項までの左欄に掲げる土地に応じ、それぞれこれらの項の中欄及び右欄に定める汚染の除去等の措置
２　土壌の第一種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第一種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地	基準不適合土壌のある区域の側面に、不透水層（厚さが５メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒１００ナノメートル（岩盤にあっては、ルジオン値が１）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。以下同じ。）のうち最も浅い位置にあるものの深さまで地下水の浸出の防止のための構造物を設置すること（以下「原位置封じ込め」という。）又は基準不適合土壌を当該土地か	ア　当該土地に地下水汚染の拡大を防止するための構造物を設置すること（以下「地下水汚染の拡大の防止」という。） イ　基準不適合土壌を当該土地から取り除き、又は基準不適合土壌の中の特定有害物質を取り除くこと（以下「土壌汚染の除去」という。） ウ　地下水の水質の測定（当該土地の基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並び

		ら掘削し、当該土地に地下水の浸出を防止するための構造物を設置し、及び当該構造物の内部に掘削した基準不適合土壌を埋め戻すこと（以下「遮水工封じ込め」という。）	にその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取並びに測定その他の方法により把握した結果、当該土地の土壌並びに地下水の第一種特定有害物質による汚染状態が目標土壌溶出量（当該土地にある地下水の当該土地より下流側かつ措置管理区域の指定に係る規則第53条第１号アの地点より上流側にある地点であって、汚染の除去等の措置を講じた後に地下水基準に適合することを評価する地点（以下「評価地点」という。以下同じ。）において地下水基準に適合するよう定められた当該措置管理区域内の土地の土壌に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量（

		当該特定有害物質の量を平成15年環境省告示第18号で定める方法により測定した結果が第二溶出量基準に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）並びに目標地下水濃度（評価地点において地下水基準に適合するよう定められた当該措置管理区域内の土地に地下水から検出される特定有害物質の量をいう。）を超えないものであることが確認されている場合に限る。）
3　土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合せず、当該土壌の第二種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地	原位置封じ込め又は遮水工封じ込め	ア　基準不適合土壌を当該土地から掘削し、当該土地に必要な水密性及び耐久性を有する構造物を設置し、並びに当該構造物の内部に掘削した基準不適合土壌を埋め戻すこと（以下「遮断工封じ込め」という。） イ　地下水汚染の拡大の防止

		ウ　土壌汚染の除去
4　土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第二種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）	原位置封じ込め又は遮水工封じ込め	ア　基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更すること（以下「不溶化」という。） イ　遮断工封じ込め ウ　地下水汚染の拡大の防止 エ　土壌汚染の除去 オ　地下水の水質の測定（当該土地の基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取並びに測定その他の方法により把握した結果、当該土地の土壌並びに地下水の第二種特定有害物質による汚染状態が目標土壌溶出量並びに目標地下水濃度を超えないものであることが確認されて

		いる場合に限る。）
5　土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合せず、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地	遮断工封じ込め	ア　地下水汚染の拡大の防止 イ　土壌汚染の除去
6　土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）	原位置封じ込め又は遮水工封じ込め	ア　遮断工封じ込め イ　地下水汚染の拡大の防止 ウ　土壌汚染の除去 エ　地下水の水質の測定（当該土地の基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取並びに測定その他の方法により把握した結果、当該土地の土壌並びに地下水の第三種特定有害物質による汚染状態が目標土壌溶出量並びに目標地下水濃度

		を超えないものであることが確認されている場合に限る。）
7　土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない土地（乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに日常的に利用されている砂場若しくは園庭の敷地又は遊園地その他の遊戯設備により乳幼児に屋外において遊戯をさせる施設の用に供されている土地であって土地の形質の変更が頻繁に行われることにより次項若しくは9の項に定める措置の効果の確保に支障が生ずるおそれがあると認められるものに限る。）	土壌汚染の除去	ア　舗装すること（以下「舗装」という。） イ　人が立ち入ることができないようにすること（以下「立入禁止」という。）
8　土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない土地（現に主として居住の用に供されている	土壌を掘削して地表面を低くし、基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと（以下「土壌入換え」という。）	ア　舗装 イ　立入禁止 ウ　土壌汚染の除去

建築物のうち地表から高さ50センチメートルまでの部分に専ら居住の用に供されている部分があるものが建築されている区域の土地であって、地表面を50センチメートル高くすることにより当該建築物に居住する者の日常の生活に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものに限り、前項に掲げる土地を除く。）		
9　土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない土地（前２項に掲げる土地を除く。）	基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと（以下「盛土」という。）	ア　舗装 イ　立入禁止 ウ　土壌入換え エ　土壌汚染の除去

別表４　措置の種類と実施の方法

措置の種類	措置の実施の方法
１　地下水の水質の測定	(1) 地下水汚染が生じていない土地の地下水の水質の測定 ア　当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初１年は４回以上、２年目から10年目までは１年に１回以上、11年目以降は２年に１回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定すること。 イ　アの測定の結果を市長に報告すること。 ウ　措置に係る全ての実施の方法の完了を報告する場合にあっては、アの測定を５年間以上継続し、直近の２年間は１年に４回以上測定した結果、地下水から検出された特定有害物質の量が地下水基準に適合しないおそれがないことを確認すること。 (2) 地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定 ア　基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ　評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。

	ウ　当該土地の土壌が目標土壌溶出量を超えない汚染状態にあることを確認すること。 エ　当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初１年は４回以上、２年目から10年目までは１年に１回以上、11年目以降は２年に１回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定すること。 オ　エの測定の結果を市長に報告すること。 カ　措置に係る全ての実施の方法の完了を報告する場合にあっては、アの測定を５年間以上継続し、直近の２年間は１年に４回以上測定した結果、当該地下水が目標地下水濃度を超えるおそれがない汚染状態にあることを確認すること。
2　原位置封じ込め	ア　基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌の汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ　評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。 ウ　第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を

	変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。 エ　次のいずれかの方法により、ウにより第二溶出量基準に適合する汚染状態になったことを確認すること。 (ｱ) アの方法と同等以上の方法により、アにより把握された第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌のある範囲について、深さ１メートルから１メートルごとの土壌を採取し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第18号で定める方法により測定する方法 (ｲ) 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌を掘削する場合にあっては、当該掘削された土壌の搬出に係る規則第55条に規定する届出その他の情報により当該掘削された土壌の範囲及び搬出を確認する方法 (ｳ) 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌を掘削し、当該掘削された土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体若しくは地下水に含まれる特定有害物質を抽出若しくは分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とし、当該土壌を埋め戻す場合にあっては、当該土壌について、

	第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあっては、１００立方メートル以下ごとに１点の土壌を採取したもの又は第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあっては、１００立方メートル以下ごとに５点の土壌を採取し、当該５点の土壌をそれぞれ同じ重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第18号で定める方法により測定する方法 オ　目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌のある範囲の側面を囲み、当該土壌の下にある不透水層であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。 カ　オの構造物により囲まれた範囲の土地を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート又は厚さが３センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。 キ　カにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。 ク　表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じカにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌（基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して基準不適合土壌以外の土壌とした

	ものを除く。以下同じ。）により覆うこと。 ケ　オの構造物により囲まれた範囲にある地下水の下流側の周縁の1以上の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が2年間継続することを確認すること。 コ　オの構造物により囲まれた範囲の1以上の地点に観測井を設け、ケの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。
3　遮水工封じ込め	ア　基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ　評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。 ウ　目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を掘削し、掘削された基準不適合土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とすること。 エ　ウにより第二溶出量基準に適合する汚染

	状態にある土壌としたものについて、第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあっては、１００立方メートル以下ごとに１点の土壌を採取したもの又は第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあっては、１００立方メートル以下ごとに５点の土壌を採取し、当該５点の土壌をそれぞれ同じ重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第18号で定める方法により測定した結果、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌であることを確認すること。 オ　当該土地に、不織布その他の物の表面に二重の遮水シートを敷設した遮水層又はこれと同等以上の効力を有する遮水層を有する遮水工を設置し、その内部にウにより掘削された目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌（当該土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、ウにより第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌としたもの）を埋め戻すこと。 カ　オにより埋め戻された場所を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート又は厚さが３センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。 キ　カにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。

	ク　表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じカにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと。 ケ　オにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁の１以上の地点に観測井を設け、１年に４回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定し、目標地下水濃度を超えない汚染状態が２年間継続することを確認すること。 コ　オにより埋め戻された場所の内部に１以上の観測井を設け、ケの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。
4　地下水汚染の拡大の防止	(1) 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止 ア　当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。 イ　アにより揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排出水基準（汚染土壌処理業に関する省令第４条第１号リ(１)に規定する排出水基準をいう。以下同じ。）に適合させて公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第２条第１項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排

	出するか、又は当該地下水の水質を排除基準（同令第４条第１号ヌ(１)に規定する排除基準をいう。以下同じ。）に適合させて下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第２条第３号に規定する公共下水道及び同条第４号に規定する流域下水道であって、同条第６号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。以下同じ。）に排除すること。 ウ　当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壌のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、１年に４回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。 エ　ウの測定の結果を市長に報告すること。 (2) 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止 ア　当該土地の地下水汚染の状況その他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ　評価地点及び目標地下水濃度を定めること。

		ウ　当該土地において土壌汚染に起因する目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に透過性地下水浄化壁（汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法により、当該汚染された地下水を目標地下水濃度を超えない汚染状態にするために必要な機能を備えた設備であって、地中に設置された設備をいう。以下同じ。）を設置すること。 エ　当該土地の目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壌のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、１年に４回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認するとともに、ウにより汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解する方法により、目標地下水濃度を超えない汚染状態にする場合にあっては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水基準に適合しない汚染状態の地下水汚染が当該土地

	の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。 オ　エの測定の結果を市長に報告すること。
5　土壌汚染の除去	(1) 基準不適合土壌の掘削による除去 ア　基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ　土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。 ウ　目標土壌溶出量を超える汚染状態又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を掘削し、掘削された場所を基準不適合土壌以外の土壌又はロの土地にあっては、目標土壌溶出量を超えない汚染状態かつ土壌含有量基準に適合する汚染状態にある土壌により埋めること。ただし、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壌を埋める必要がない場合は、この限りでない。 エ　ウにより掘削された目標土壌溶出量を超える汚染状態又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を当該管理区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあっては、当該埋

め戻す土壌について、当該管理区域の指定に係る特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあっては、１００立方メートル以下ごとに１点の土壌を採取したもの又は当該管理区域の指定に係る特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあっては、１００立方メートル以下ごとに５点の土壌を採取し、当該５点の土壌をそれぞれ同じ重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第18号で定める方法又は平成15年環境省告示第19号で定める方法により測定した結果、基準不適合土壌以外の土壌であること若しくはイの土地にあっては目標土壌溶出量を超えない汚染状態かつ土壌含有量基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。

オ　土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、ウ又はエにより土壌の埋め戻しを行った場合には埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁の１以上の地点に、土壌の埋め戻しを行わなかった場合には掘削された場所にある地下水の下流側の当該土壌の周縁の１以上の地点に観測井を設け、１年に４回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、目標地下水濃度

	を超えない汚染状態が2年間継続することを確認すること。ただし、現に目標地下水濃度を超えない汚染状態にあるときに土壌汚染の除去を行う場合にあっては、目標地下水濃度を超えない汚染状態にあることを1回確認すること。 (2) 原位置での浄化による除去 ア　基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ　土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。 ウ　土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準不適合土壌を掘削せずに行う方法により、アにより把握された目標土壌溶出量を超える汚染状態又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌から特定有害物質を除去すること。 エ　土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、ウの目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌からの特定有害物質の除去を行った後、当該除去の効果を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に

		含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が２年間継続することを確認するとともに、特定有害物質を原位置で分解する方法により特定有害物質の除去を行う場合にあっては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水基準に適合する汚染状態が２年間継続することを確認すること。ただし、特定有害物質を化学的に分解する方法により目標土壌溶出量を超える汚染状態の土壌から当該特定有害物質を除去した場合であって、当該方法により当該特定有害物質の分解生成物が生成しないことが明らかである場合にあっては、当該地下水基準に適合する汚染状態が２年間継続することの確認に代えて、地下水基準に適合する汚染状態にあることの１回の確認とすることができる。 オ　土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、ウの土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌からの特定有害物質の除去を行った後、アにより把握された基準不適合土壌のある範囲について、１００平方メートルにつき１地点の割合で深さ１メートルからアにより把握された基準不適合土壌のある深

	さまでの１メートルごとの土壌を採取し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第19号で定める方法により測定し、当該基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。
6　遮断工封じ込め	ア　基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ　評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。 ウ　目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を掘削すること。 エ　当該土地に、目標土壌溶出量を超える汚染状態の土壌の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた仕切設備を設置すること。 (ｱ) 一軸圧縮強度が１平方ミリメートルにつき25ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが35センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。 (ｲ) 埋め戻す目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料により十分に覆われていること。 (ｳ) 目視その他の方法により損壊の有無を点検できる構造であること。 オ　エにより設置した仕切設備の内部に、ウ

	により掘削した目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を埋め戻すこと。 カ　オにより土壌の埋め戻しを行った後、エの開口部をエ(ｱ)から(ｳ)までの要件を備えた覆いにより閉鎖すること。 キ　カにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。 ク　表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じカにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと。 ケ　オにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁の１以上の地点に観測井を設け、１年に４回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が２年間継続することを確認すること。 コ　オにより埋め戻された場所の内部に１以上の観測井を設け、ケの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。
7　不溶化	(1) 原位置不溶化 ア　基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。

	イ　評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。 ウ　目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を薬剤の注入その他の当該土壌を掘削せずに行う方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌とすること。 エ　ウにより性状の変更を行った目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌のある範囲について、１００平方メートルごとに１地点の割合で深さ１メートルからアにより把握された目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌のある深さまでの１メートルごとの土壌を採取し、当該土壌について特定有害物質の量を平成15年環境省告示第18号で定める方法により測定し、目標土壌溶出量を超えない汚染状態にあることを確認すること。 オ　ウにより性状の変更を行った目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌のある範囲について、当該土地の区域外への目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。 カ　ウにより性状の変更を行った目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌のある範囲にある地下水の下流側の１以上の地点に観測井を設け、１年に４回以上定

	期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が２年間継続することを確認すること。 (2) 不溶化埋め戻し ア　基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ　評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定めること。 ウ　目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を掘削し、掘削された土壌を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して目標土壌溶出量を超えない汚染状態にある土壌とすること。 エ　ウにより性状の変更を行った土壌について、１００立方メートルごとに５点から採取した土壌をそれぞれ同じ重量混合し、当該土壌について特定有害物質の量を平成15年環境省告示第18号で定める方法により測定した結果、目標土壌溶出量を超えない汚染状態にあることを確認した後、当該土地の区域内に埋め戻すこと。 オ　エにより埋め戻された場所について、当該土地の区域外への管理汚染土壌又は

	特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。 カ　エにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の１以上の地点に観測井を設け、１年に４回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、目標地下水濃度を超えない汚染状態が２年間継続することを確認すること。
8　舗装	ア　当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲を、厚さが10センチメートル以上のコンクリート若しくは厚さが３センチメートル以上のアスファルト又はこれと同等以上の耐久性及び遮断の効力を有するもの（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由によりこれらを用いることが困難であると認められる場合には、モルタルその他の土壌以外のものであって、容易に取り外すことができないもの（以下「モルタル等」という。））により覆うこと。 イ　アにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。
9　立入禁止	ア　当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲の周囲に、みだりに人が当該範囲に立ち入ることを防止するための囲いを設けること。 イ　当該土地の区域外への基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、

	シートにより覆うことその他の措置を講ずること。 ウ　アにより設けられた囲いの出入口（出入口がない場合にあっては、囲いの周囲のいずれかの場所）の見やすい部分に、関係者以外の立入りを禁止する旨を表示する立札その他の設備を設置すること。
10　土壌入換え	(1) 区域外土壌入換え ア　当該土地の土壌を掘削し、イにより覆いを設けた際に当該土地に建築されている建築物に居住する者の日常の生活に著しい支障が生じないようにすること。 イ　当該土地のうち地表から深さ50センチメートルまでに基準不適合土壌のある範囲を、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、厚さが50センチメートル以上の基準不適合土壌以外の土壌（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等）により覆うこと。 ウ　イにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。 (2) 区域内土壌入換え ア　基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ　アにより把握された基準不適合土壌の

	ある範囲において、アにより把握された基準不適合土壌及び地表から当該基準不適合土壌のある深さより50センチメートル以上深い深さまでの基準不適合土壌以外の土壌を掘削すること。 ウ　イにより掘削を行った場所にイにより掘削された基準不適合土壌を埋め戻すこと。 エ　ウにより埋め戻された場所について、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、イにより掘削された基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと。 オ　エにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。
11　盛土	ア　当該土地のうち基準不適合土壌のある範囲を、まず、砂利その他の土壌以外のもので覆い、次に、厚さが50センチメートル以上の基準不適合土壌以外の土壌（当該土地の傾斜が著しいことその他の理由により土壌を用いることが困難であると認められる場合には、モルタル等）により覆うこと。 イ　アにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。

備考　地下水の水質の測定、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化、舗装、立入禁止、土壌入換え又は盛土を行うに当たっては、管理汚染土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

別表５　土地の区分と汚染の拡散の防止等の措置

1　土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていない土地	地下水の水質の測定	次項から11の項までの左欄に掲げる土地に応じ、それぞれこれらの項の中欄及び右欄に定める汚染の拡散の防止等の措置
2　土壌の第一種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第一種特定有害物質による汚染に起因して、地下水の第一種特定有害物質による汚染状態が第二地下水基準（別表７の左欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件をいう。以下同じ。）に適合しない土地	当該土地に地下水汚染の拡散を防止するための構造物を設置すること（以下「地下水汚染の拡散の防止」という。）	ア　原位置封じ込め イ　遮水工封じ込め ウ　地下水汚染の拡大の防止 エ　土壌汚染の除去
3　土壌の第一種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該	地下水の水質の測定	ア　原位置封じ込め イ　遮水工封じ込め ウ　地下水汚染の拡散の防止

土壌の第一種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）		エ　地下水汚染の拡大の防止 オ　土壌汚染の除去
4　土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合せず、当該土壌の第二種特定有害物質による汚染に起因して、地下水の第二種特定有害物質による汚染状態が第二地下水基準に適合しない土地	地下水汚染の拡散の防止	ア　原位置封じ込め イ　遮水工封じ込め ウ　遮断工封じ込め エ　地下水汚染の拡大の防止 オ　土壌汚染の除去
5　土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合せず、当該土壌の第二種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）	地下水の水質の測定	ア　原位置封じ込め イ　遮水工封じ込め ウ　遮断工封じ込め エ　地下水汚染の拡散の防止 オ　地下水汚染の拡大の防止 カ　土壌汚染の除去
6　土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基	地下水汚染の拡散の防止	ア　原位置封じ込め イ　遮水工封じ込め ウ　遮断工封じ込め

準に適合せず、当該土壌の第二種特定有害物質による汚染に起因して、地下水の第二種特定有害物質による汚染状態が第二地下水基準に適合しない土地（4の項に掲げる土地を除く。）		エ　地下水汚染の拡大の防止 オ　土壌汚染の除去 カ　不溶化
7　土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第二種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前3項に掲げる土地を除く。）	地下水の水質の測定	ア　原位置封じ込め イ　遮水工封じ込め ウ　遮断工封じ込め エ　地下水汚染の拡散の防止 オ　地下水汚染の拡大の防止 カ　土壌汚染の除去 キ　不溶化
8　土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合せず、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染に起因して、地下水の第三種特定有害物質による汚染状態が第二地下水基準に適合しない土地	地下水汚染の拡散の防止	ア　遮断工封じ込め イ　地下水汚染の拡大の防止 ウ　土壌汚染の除去

9　土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合せず、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（前項に掲げる土地を除く。）	地下水の水質の測定	ア　遮断工封じ込め イ　地下水汚染の拡散の防止 ウ　地下水汚染の拡大の防止 エ　土壌汚染の除去
10　土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染に起因して、地下水の第三種特定有害物質による汚染状態が第二地下水基準に適合しない土地（８の項に掲げる土地を除く。）	地下水汚染の拡散の防止	ア　原位置封じ込め イ　遮水工封じ込め ウ　遮断工封じ込め エ　地下水汚染の拡大の防止 オ　土壌汚染の除去
11　土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第三種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地（	地下水の水質の測定	ア　原位置封じ込め イ　遮水工封じ込め ウ　遮断工封じ込め エ　地下水汚染の拡散の防止 オ　地下水汚染の拡大の防止 カ　土壌汚染の除去

前3項に掲げる土地を除く。）		

別表６　生活環境被害防止措置等の種類と実施の方法

措置の種類	措置の実施の方法
１　地下水の水質の測定	ア　当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、当初 1年は 4回以上、 2年目から10年目までは 1年に 1回以上、11年目以降は 2年に 1回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定すること。 イ　アの測定の結果を市長に報告すること。 ウ　措置に係る全ての実施の方法の完了を報告する場合にあっては、アの測定を 5年間以上継続し、直近の 2年間は 1年に 4回以上測定した結果、地下水から検出された特定有害物質の量が地下水基準に適合しないおそれがないことを確認すること。
２　地下水汚染の拡散の防止	(1) 揚水施設による地下水汚染の拡散の防止 ア　当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の拡散を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。 イ　アにより揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排出水基準に適合させて公共用水域に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基準に適合させて下水道に排除すること。 ウ　当該土地の地下水汚染が拡散するおそ

	れがあると認められる範囲であって、基準不適合土壌のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、１年に４回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水から検出された特定有害物質が第二地下水基準に適合するものであることを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。 エ　ウの測定の結果を市長に報告すること。 (2) 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡散の防止 ア　当該土地の地下水汚染の状況その他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ　当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の拡散を的確に防止できると認められる地点に透過性地下水浄化壁を設置すること。 ウ　当該土地の地下水汚染が拡散するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壌のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、１年に４回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結

	果、第二地下水基準に適合しない地下水が当該土地の区域外に拡散していないことを確認するとともに、イにより汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解する方法により、第二地下水基準に適合する汚染状態にする場合にあっては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、第二地下水基準に適合しない汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡散していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。 エ　ウの測定の結果を市長に報告すること。
3　原位置封じ込め	ア　基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ　第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、当該土地の基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土地とすること。

	ウ　次のいずれかの方法により、イにより第二溶出量基準に適合する汚染状態になったことを確認すること。 (ｱ) アの方法と同等以上の方法により、アにより把握された第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌のある範囲について、深さ 1 メートルから 1 メートルごとの土壌を採取し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を、平成 15 年環境省告示第 18 号で定める方法により測定する方法 (ｲ) 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌を掘削する場合にあっては、当該掘削された土壌の搬出に係る規則第 55 条に規定する届出その他の情報により当該掘削された土壌の範囲及び搬出を確認する方法 (ｳ) 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌を掘削し、当該掘削された土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体若しくは地下水に含まれる特定有害物質を抽出若しくは分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とし、当該土壌を埋め戻す場合にあっては、当該土壌について、第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあっては、100 立方メートル以下ごとに 1 点の土壌を採取したもの又は第二

	溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあっては、100 立方メートル以下ごとに 5 点の土壌を採取し、当該 5 点の土壌をそれぞれ同じ重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、平成 15 年環境省告示第 18 号で定める方法により測定する方法 エ　基準不適合土壌のある範囲の側面を囲み、当該土壌の下にある不透水層（厚さが 5 メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒 100 ナノメートル（岩盤にあっては、ルジオン値が 1）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。）であって最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。 オ　エの構造物により囲まれた範囲の土地を、厚さが 10 センチメートル以上のコンクリート又は厚さが 3 センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。 カ　オにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。 キ　表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じオにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌（基準不適合土壌を特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して基準不適合土壌以外の土壌とした

	ものを除く。以下同じ。）により覆うこと。 ク　エの構造物により囲まれた範囲にある地下水の下流側の周縁の 1 以上の地点に観測井を設け、 1 年に 4 回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成 15 年環境省告示第 17 号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が 2 年間継続することを確認すること。 ケ　エの構造物により囲まれた範囲の 1以上の地点に観測井を設け、クの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。
4　遮水工封じ込め	ア　基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ　アにより把握された基準不適合土壌を掘削し、掘削された土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の方法により、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とすること。 ウ　イにより第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌としたものについて、第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種

	類が第一種特定有害物質である場合にあっては、100 立方メートル以下ごとに 1 点の土壌を採取したもの又は第二溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあっては、100 立方メートル以下ごとに 5 点の土壌を採取し、当該 5 点の土壌をそれぞれ同じ重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、平成 15 年環境省告示第 18 号で定める方法により測定した結果、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌であることを確認すること。 エ　当該土地に、不織布その他の物の表面に二重の遮水シートを敷設した遮水層又はこれと同等以上の効力を有する遮水層を有する遮水工を設置し、その内部にイにより掘削された基準不適合土壌（当該土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては、イにより第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌としたもの）を埋め戻すこと。 オ　エにより埋め戻された場所を、厚さが 10 センチメートル以上のコンクリート又は厚さが３センチメートル以上のアスファルトにより覆うこと。 カ　オにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。 キ　表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応

	じオにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと。 ク　エにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁の１以上の地点に観測井を設け、１年に４回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成 15 年環境省告示第 17 号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が２年間継続することを確認すること。 ケ　エにより埋め戻された場所の内部の１以上の地点に観測井を設け、クの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。
５　地下水汚染の拡大の防止	(1) 揚水施設による地下水汚染の拡大の防止 ア　当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。 イ　アにより揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排出水基準（汚染土壌処理業に関する省令第４条第１号リ(1)に規定する排出水基準をいう。以下同じ。）に適合させて公共用水域（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第２条第１項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基準（同令第４条第１号ヌ(1)に規定する排除基準をいう。）に適合させて下水道（下水

	道法（昭和 33 年法律第 79 号）第２条第３号に規定する公共下水道及び同条第４号に規定する流域下水道であって、同条第６号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。以下同じ。）に排除すること。 ウ　当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壌のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、１年に４回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成 15 年環境省告示第 17 号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30 メートルを超えてはならない。 エ　ウの測定の結果を市長に報告すること。 (2) 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止 ア　当該土地の地下水汚染の状況その他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ　当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止することができると認められる地点に透過性地下水浄化壁（汚染された地下水を通過させ

	る過程において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法により、当該汚染された地下水を地下水基準に適合させるために必要な機能を備えた設備であって、地中に設置された設備をいう。以下同じ。）を設置すること。 ウ　当該土地の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壌のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認するとともに、イにより汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解する方法により、地下水基準に適合する汚染状態にする場合にあっては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水基準に適合しない汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを超えてはならない。 エ　ウの測定の結果を市長に報告すること。
6　土壌汚染の除去	(1) 基準不適合土壌の掘削による除去

	ア　基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ　アによる把握された基準不適合土壌を掘削し、掘削された場所を基準不適合土壌以外の土壌により埋めること。ただし、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合等掘削された場所に土壌を埋める必要がない場合は、この限りでない。 ウ　イにより掘削された土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を当該管理区域内に設置した施設において浄化したもので埋め戻す場合にあっては、当該埋め戻す土壌について、当該管理区域の指定に係る特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合にあっては、100 立方メートル以下ごとに 1 点の土壌を採取したもの又は当該管理区域の指定に係る特定有害物質の種類が第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質である場合にあっては、100 立方メートル以下ごとに 5 点の土壌を採取し、当該 5 点の土壌をそれぞれ同じ重量混合したものに含まれる特定有害物質の量を、平成 15 年環境省告示第 18 号で定める方法又は平成 15 年環境省告示第 19 号で定める方法により測定した結果、基準不適合土壌以外の土壌であるこ

	とを確認すること。 エ　土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、イ又はウにより土壌の埋め戻しを行った場合には埋め戻された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁の１以上の地点に、土壌の埋め戻しを行わなかった場合には掘削された場所にある地下水の下流側の当該土地の周縁の１以上の地点に観測井を設け、１年に４回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成 15 年環境省告示第 17 号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が２年間継続することを確認すること。ただし、現に地下水汚染が生じていないときに土壌汚染の除去を行う場合にあっては、地下水汚染が生じていない状態を１回確認すること。 (2) 原位置での浄化による除去 ア　基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ　土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準不適合土壌を掘削せずに行う方法により、アにより把握された基準不適合土壌から特定有害物質を除去するこ

	と。 ウ　土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、イの基準不適合土壌からの特定有害物質の除去を行った後、当該除去の効果を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、１年に４回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成 15 年環境省告示第 17 号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が２年間継続することを確認するとともに、特定有害物質を原位置で分解する方法により特定有害物質の除去を行う場合にあっては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を平成 15 年環境省告示第 17 号で定める方法により測定した結果、地下水基準に適合する汚染状態が２年間継続することを確認すること。ただし、特定有害物質を化学的に分解する方法により基準不適合土壌から当該特定有害物質を除去した場合であって、当該方法により当該特定有害物質の分解生成物が生成しないことが明らかである場合にあっては、当該地下水基準に適合する汚染状態が２年間継続することの確認に代えて、地下水基準に適合する汚染状態にあることの１回の確認とすることができる。 エ　土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、イの土壌含有量

	基準に適合しない汚染状態にある土壌からの特定有害物質の除去を行った後、アにより把握された土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌のある範囲について、100平方メートルにつき１地点の割合で深さ１メートルからアにより把握された基準不適合土壌のある深さまでの１メートルごとの土壌を採取し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第19号で定める方法により測定した結果、当該基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。
7　遮断工封じ込め	ア　基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ　アにより把握された基準不適合土壌を掘削すること。 ウ　当該土地に、基準不適合土壌の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた仕切設備を設置すること。 (ｱ) 一軸圧縮強度が１平方ミリメートルにつき 25 ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが 35 センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。 (ｲ) 埋め戻す基準不適合土壌と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する

	材料により十分に覆われていること。 (ｳ) 目視その他の方法により損壊の有無を点検できる構造であること。 エ　ウにより設置した仕切設備の内部に、イにより掘削した基準不適合土壌を埋め戻すこと。 オ　エにより土壌の埋め戻しを行った後、ウの開口部をウ(ｱ)から(ｳ)までの要件を備えた覆いにより閉鎖すること。 カ　オにより設けられた覆いの損壊を防止するための措置を講ずること。 キ　表面をコンクリート又はアスファルトとすることが適当でないと認められる用途に用いられている土地にあっては、必要に応じオにより設けられた覆いの表面を基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと。 ク　エにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の周縁の１以上の地点に観測井を設け、１年に４回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成 15 年環境省告示第 17 号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が２年間継続することを確認すること。 ケ　エにより埋め戻された場所の内部の１以上の地点に観測井を設け、クの確認がされるまでの間、雨水、地下水その他の水の浸入がないことを確認すること。
８　不溶化	(1) 原位置不溶化 ア　基準不適合土壌のある範囲及び深さそ

	の他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ　アにより把握された基準不適合土壌を薬剤の注入その他の当該土壌を掘削せずに行う方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して土壌溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とすること。 ウ　イにより性状の変更を行った基準不適合土壌のある範囲について、100 平方メートルごとに１地点の割合で深さ１メートルからアにより把握された基準不適合土壌のある深さまでの１メートルごとの土壌を採取し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を平成 15 年環境省告示第 18 号で定める方法により測定した結果、土壌溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認すること。 エ　イにより性状の変更を行った基準不適合土壌のある範囲について、当該土地の区域外への基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講ずること。 オ　イにより性状の変更を行った基準不適合土壌のある範囲にある地下水の下流側の１以上の地点に観測井を設け、１年に４回以上定期的に地下水を採取し、当該

	地下水に含まれる特定有害物質の量を平成 15 年環境省告示第 17 号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が２年間継続することを確認すること。 (2) 不溶化埋め戻し ア　基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の措置計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握すること。 イ　アにより把握された基準不適合土壌を掘削し、掘削された土壌を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して土壌溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌とすること。 ウ　イにより性状の変更を行った土壌について、100 立方メートル以下ごとに５点の土壌を採取し、当該５点の土壌をそれぞれ同じ重量混合し、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を平成 15 年環境省告示第 18 号で定める方法により測定した結果、土壌溶出量基準に適合する汚染状態にあることを確認した後、当該土地の区域内に埋め戻すこと。 エ　ウにより埋め戻された場所について、当該土地の区域外への管理汚染土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するため、シートにより覆うことその他の措置を講

	ずること。 オ　ウにより埋め戻された場所にある地下水の下流側の１以上の地点に観測井を設け、１年に４回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を平成15年環境省告示第17号で定める方法により測定した結果、地下水汚染が生じていない状態が２年間継続することを確認すること。

備考　地下水の水質の測定、地下水汚染の拡散の防止、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去、遮断工封じ込め又は不溶化を行うに当たっては、管理汚染土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

別表７　第二地下水基準

特定有害物質の種類	第二地下水基準
カドミウム及びその化合物	１リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	１リットルにつき六価クロム０．５ミリグラム以下であること。
クロロエチレン	１リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
シマジン	１リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。
シアン化合物	１リットルにつきシアン１ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	１リットルにつき０．２ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	１リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
1,2-ジクロロエタン	１リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	１リットルにつき１ミリグラム以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	１リットルにつき０．４ミリグラム以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	１リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	１リットルにつき０．２ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	１リットルにつき水銀0．005ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	１リットルにつきセレン０．１ミリグラム以

	下であること。
テトラクロロエチレン	１リットルにつき0．1ミリグラム以下であること。
チウラム	１リットルにつき0.06ミリグラム以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	１リットルにつき３ミリグラム以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	１リットルにつき0.06ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	１リットルにつき0．1ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	１リットルにつき鉛0．1ミリグラム以下であること。
砒(ひ)素及びその化合物	１リットルにつき砒素0．1ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	１リットルにつきふっ素８ミリグラム以下であること。
ベンゼン	１リットルにつき0．1ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	１リットルにつきほう素10ミリグラム以下であること。
ＰＣＢ	１リットルにつき0．003ミリグラム以下であること。
有機りん化合物	１リットルにつき１ミリグラム以下であること。